

令和元年山形村議会第2回定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和元年6月6日(木曜日)午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員(12名)

1 番 春 日 仁 君	2 番 大 池 俊 子 君
3 番 上 條 倫 司 君	5 番 百 瀬 昇 一 君
6 番 新 居 禎 三 君	7 番 大 月 民 夫 君
8 番 百 瀬 章 君	9 番 竹 野 入 恒 夫 君
10 番 小 林 幸 司 君	11 番 小 出 敏 裕 君
12 番 福 澤 倫 治 君	13 番 三 澤 一 男 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 小林かつ代 君
教 育 長 根橋範男 君	会 計 管 理 者 堤 岳志 君
総 務 課 長 上條憲治 君	税 務 課 長 村田鋭太 君
住 民 課 長 中川俊彦 君	保 健 福 祉 課 長 篠原雅彦 君
子 育 て 支 援 課 長 百瀬尚代 君	保 育 園 長 旗町通憲 君
産 業 振 興 課 長 藤沢洋史 君	建 設 水 道 課 長 古畑佐登志 君

教育次長 小林好子 君
(教育政策課長)

総務課 児玉佳子 君
財政係長

事務局職員出席者

事務局長 宮澤寛徳 君

書記 神通川直美 君

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） おはようございます。それでは全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等をするには許可となります。なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、2番、大池俊子議員、3番、上條倫司議員を指名します。

◎一般質問

○議長（三澤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快にお願いいたします。

◇ 百 瀬 昇 一 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位1番、百瀬昇一議員の質問を行います。

百瀬昇一議員、質問事項1「清水高原観光開発の確認と清水高原観光の将来は。スカイランドきよみずの将来は」について質問してください。

百瀬昇一議員。

（5番 百瀬昇一君 登壇）

○5番（百瀬昇一君） 議席番号5番、百瀬昇一です。山形村は先人が夢を持って築いてきた素晴らしい村です。このことを次の時代へしっかり引き継ぎをしていくことが今の我々です。

そこで、私は昨年6月の一般質問より、山形村の歩みに目を向けてきました。今回は「清水高原観光開発の確認と清水高原観光の将来は。スカイランドきよみずの将来は」。

昭和43年に清水寺周辺の観光開発の審議会が設置され、昭和46年には清水高原観光開発事業着手、昭和48年村営保養センター「清水荘」オープン。昭和49年清水高原別荘地の分譲始まる。昭和52年には村営保養センター「清水荘」の増築完成。その後、いろいろな問題を抱えての開発の結果はどうなったか。

平成7年スカイランドきよみずオープン（村営保養センター「清水荘」改築）、平成22年にはスカイランドきよみず指定管理者制度導入、来年はスカイランドきよみずの指定管理者契約が満了となる。

そこで、幾つかの確認、質問をいたします。

1つ目に、清水高原観光開発の当時は、列島改造論の真っただ中でした。乱開発、水の汚染などの環境保全について、村内では議論を呼んでいました。当初の審議会の検討の中では、観光道二車線化の方向が望ましいなどが出されていました。開発の最終結果はどうか。

2つ目でございますが、当時は全国的にもいろいろな組織でいろいろな施設ができてきた。今では各組織の保養施設はほとんどが整理されてきたように思われる。地方自治体の組織も随時整理され、県内でも大分整理されてきた。平成に入り、村営保養センター「清水荘」改築の話が出てきた。いろいろな考えがある中で決断された「スカイランドきよみず」。山形村では、清水高原観光は、スカイランドきよみずはどんな整理をするのか。

少しつけ加えますが、村長は特にスカイランドきよみずには強い思いがあると思います。そんな中での考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

3番目になりますが、山形村の半分は山であります。清水高原道は大事な財産（治山・治水の精神の中でも大事）となっています。防災、減災上にも必要と考える。過去の災害経験を踏まえ、昔あったと思われる西山の断層なども考慮していく必要があるが、対策は考えているか。

4つ目。清水寺周辺の整備、登山道、遊歩道、スカイランドきよみずの各施設など、今ある施設の活用方法は考えているか。休眠状態の施設がある。条例など村の決まりもそのままになっているものもある。今後の方向を示してほしい。

5番目は別荘地でございます。今、現状はどのようになっているか。当時は20区画から開発が始まった。現在は何区画あり、幾つ埋まっているか。その他、利用の状況はどのようになっているか。今、管理組合があるようですが、管理組合での方向は。総会での意見など、どのようになっているか。時代が様変わりしてきている中、別荘地はどのようにしていくのか。

最後の6番目は教育長にお願いしたいと思いますが、里山管理というか、学校山もございすが、清水高原を村民がもっと集える場所にできないか。清水高原には多くの自然、清水寺はじめ多くの村の宝、文化財があります。教育（家庭教育、学校教育、社会教育）の観点から一歩進めた活動、事業ができないか。

以上、質問とします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 百瀬昇一議員の質問にお答えいたします。「清水高原観光開発の確認と清水高原観光の将来は、スカイランドきよみずの将来は」のご質問であります。

1 番目のご質問の「清水高原観光開発の最終結果はどうなったか」についてですが、現在の別荘の分譲を申し上げますと、平成30年度現在で分譲数が225区画。そのうち建物が建っている区画が106区画。土地のみの区画が119区画になっております。

次に、2 番目のご質問の「清水高原観光は、スカイランドきよみずはどんな整理をするか」についてですが、スカイランドきよみずは標高1,300メートルに位置する村の唯一の宿泊施設であるとともに、清水高原別荘地の中核施設として別荘管理組合の事務局の機能も果たしております。村の重要な公共施設であると考えております。また、清水高原には、村民の心のよりどころとなっている清水寺があります。

清水寺については、昭和40年に無住となり、管理が困難となったことから、清水寺の維持管理等についての請願が出され、協議の結果、昭和41年に村全体による「清水寺保存会」が組織されました。それ以降、清水寺保存会により、古い歴史と伝承に富んだ清水寺の維持管理が行われてきております。また、村でも、清水寺の財産を村指定文化財に指定し、その保存を図ってきております。こうした取り組みや、清水高原の観光開発事業により、村内外から清水寺を訪れる人も多くなり、村の貴重な観光資源として位置づけがされております。

清水高原は村の奥座敷としての魅力を持つ地域であり、清水寺やスカイランドきよみずなど、多様な資源を有しております。地域振興にとって重要な場所にあると考えております。

次に、3 番目のご質問の「清水高原観光道路」についてですが、村道1級6号線、通称「清水高原観光道路」は総延長7.6キロメートルの村の幹線道路であります。この道路は、清水高原への観光のアクセス道路としてだけでなく、防災の面でも大変重要な道路であると認識をしております。日々の道路安全パトロールの実施、道路上の環境整備、迅速な除雪体制等を整えております。

しかし、記憶に新しいところでは、平成28年1月29日に発生しました「清水高原倒木災害」において雨氷による大量の倒木が道路をふさぎ、3日間にわたり通行不可能となった災害がありました。この道路は、清水高原の住民の方々の避難路となる

ため、その後、倒木等で道路に影響がある支障木の伐採や、既設ガードレールの更新など、安全対策をしているところであります。

次に、4番目のご質問の「スカイランドきよみず周辺の各施設の今後の方向性について」であります。現在、スカイランドきよみず周辺には屋内運動場、テニスコート、ゴルフ練習場があり、全て指定管理者が管理運営を行っています。屋内運動場においては、吹奏楽合宿時の練習やバーベキューで使用しておりますが、テニスコート、ゴルフ練習場は長年休眠状態となっております。清水高原を活性化させるために、関係機関と協議しながら改善策を検討し、必要な手続き等を行いたいと考えております。

また、遊歩道等につきましては、鐘の鳴る丘までの登山道は年に1回、除草作業を実施し、訪問客が安全に歩けるようにしております。清水寺周辺の遊歩道は、雨水被害に遭った部分も一部ありますが、清水寺周辺は周回できるようになっております。本年度は、森の里親事業の一環で5月18日に株式会社アスピアの約30名の社員の方にお越しいただき、遊歩道の整備を実施していただきました。今後も定期的な整備を行い、訪れる方が安全に使っていただきたいと思っております。

次に、5番目のご質問の「別荘地の現状は」についてであります。先ほども申し上げましたが、分譲数が225区画、そのうち建物が建っている区画が106区画、土地のみの区画が119区画であります。

利用状況については、定住の方もいらっしゃいますし、別荘として利用されている方もおります。細かな集計はとっておりませんが、別荘に滞在する際にはスカイランドきよみずで滞在報告書を提出していただくようお願いをしております。

年に一度開催しております組合の総会では、スカイランドきよみずへのご提案や周辺施設の有効活用に関するご提案など、貴重なご意見をいただいております。また、総会の席ではありませんが、別荘の所有者の方から「もう処分したい」「村で引き取ってほしい」などといったご要望やご相談も年に数件いただいている状況でございます。

○議長（三澤一男君） 引き続き、6番目について、根橋教育長、答弁願います。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 百瀬議員の6番目のご質問にお答えいたします。清水高原には、多くの自然や清水寺をはじめたくさん村の宝、文化財があるが、清水高原を村民がもっと集える場所にしていくため、教育の観点から一歩進めた活動、事業ができないかとのご質問をいただきました。

はじめに、清水高原の自然や清水寺等を含めた村の地域資源について、教育的視点からの学びの状況について申し上げます。活力ある地域づくりを進めていく上で、地域に誇りと愛着を持つことが大切であり、それが地域への帰属度を高め、さらに住みよい地域をつくっていく力になっていくものと考えています。こうした考えを進めていくに当たり、ふるさとに誇りと愛着を持ち、ふるさと山形村に住む喜びを感じることができる学びをつくり出していくことが必要と考えています。

このため、教育委員会としましては、ふるさとを愛する子どもの育成を目指し、平成29年度から小学校の教育課程の中にふるさと学習を位置づけ、児童が主体的に地域資源を学ぶ取り組みを進めてきています。また、社会教育の取り組みとしましては、地域資源を学ぶ講座を公民館事業等により行ってきています。地域資源を学び、地域の魅力を再発見していくことがふるさとに誇りと愛着を持ち、ふるさとへの帰属度を高めていくことにつながるものと考えています。以上、教育の視点から地域資源を学ぶ意義と現状の取り組みについて申し上げます。

ご質問の清水高原の自然や清水寺等について、教育の観点から一步進めた活動や事業ができないかのお尋ねでございますが、まずは地域への帰属度を高めていくことを目的とし、清水高原に存在する自然や文化財等につきましても、地域の大切な資源として住民の皆様を学びを進めてまいりたいと考えています。お尋ねの教育の観点から一步進めた活動や事業につきましても、こうした学びを進めていく中で課題を見つけ、その課題解決に向かって新たな活動や事業の取り組みが行われていくことが望ましいと考えております。このため、現時点におきましては、教育行政として新たな取り組みを行うのではなく、課題解決に向かう力となる住民の皆様を学びを推進していきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） ありがとうございます。1番目の高原観光開発の結果でございますが、別荘地の区画の内容はお答えいただきましたが、別荘地の面積とか県の企業局でやった最終結果の清算等はどうなったか、その内容もわかる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

○村長（本庄利昭君） 最終結果の清算方法であります。金銭的な清算が終わっておりまして、数字は後ほど担当から申し上げますけれども、企業局も解散というか閉めたということで、今は後の管理は全て村のほうへ移管されております。そういった状

況です。細かい数字については担当の課長のほうから申し上げます。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 今の面積、清算等につきまして、手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。申しわけありません。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） 面積ですが、当初、20ヘクタールくらいということで、昭和43年12月1日の館報の中で、20ヘクタールでは県企業局では採算的に無理だということで、30から50ヘクタールということで、もう少し検討しろということであったようです。また、今、別荘地がどのくらいになっているか、後でいいですからお答えできたらお願いしたいと思います。

あとは、移管できましたが、金額的にも最終的にどうなったかというのも、あれば。大分昔の話ですので、どうでもというわけでもございませんが、お願いいたします。

次に、2番目でございますが、全国的にもいろいろな組織が整理されてきたということは、やめてきているところも大分あるのですよね。つい先ごろでは、かんぼの宿もどうも大分やめざるを得ない状態になっているようです。

そんな中で、私のつもりは、ぜひ、この後にもありますが、防災の面とかいろいろな面で、全体的にこの山はしっかり管理していかなければいけない内容でございますので、ぜひこの山へ足を運んでもらうように、つい先ごろ、清水寺のところにビューポイントというのをつくってもらいましたが、さっきの観光道が7.6キロですか、大分長いですが、それまでの間に、途中に観光ポイントというようなものをつくって、スカイランドきよみずの来年からの指定管理者の関係もあると思いますが、そういうものも生かした中で、ぜひスカイランドきよみずを、どんな整理をするかというのはやめてしまえということではなくて、前向きに考えてもらいたいということで質問させていただきました。

私はそんなふうを考えておりますが、村長はどのようにお考えでしょうか。村長報告にもありましたように、スカイランドきよみずは特に思いが強いと思いますので、そんな意味合いでぜひ一言ありましたらお願いします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

○村長（本庄利昭君） 前段の部分にございました清水高原の活用法というのですか、魅力をどう出していくかという部分であります。議員の質問の中にもございましたビューポイントのようなというのは確かにおっしゃるとおりだと感じます。それと、

清水高原のスカイランドきよみずというものの生い立ちを申し上げますと、議員ご存じのとおり、スカイランドきよみずが村営の清水荘のころから、それがリゾートホテルという、当時はバブルがまだ冷め切らないという時代でしたので、日本中がリゾートという時代でありました。

多くの民間の開発業者もそれによって大きな負債を背負って、潰れていく業者も幾つかあるわけですが、そういった中で、スカイランドきよみずの発足であったわけです。

宿泊業というものが持っている観光の怖さであったり、また魅力というのも少しは体験させていただいたと私も思っておりますので、スカイランドきよみず、山形村にとって村を訪れてくれた方がいい思い出にして帰っていただけるのも宿泊施設にかかるといふところもかなりあると感じております。

いろいろな面で、来年は指定管理者が変わります。まだ最終的な詰めはしてありませんが、今、調整中でありましてけれども、これから議決をいただいた後、また本格的な細かい打ち合わせも始まってまいりますので、そういった中でも、村の考え方であったり、村民の皆さんの期待の仕方などもありますので、いろいろな意見をまた反映させていきたいと思っておりますので、ぜひまたご意見なり、お知恵もお借りしながら進めてまいりたいと思っております。

質問に合った答弁になったかどうかわかりませんが、そんな思いでございます。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） ぜひ前向きな方向で、今ひとつ村民の方の利用が、スカイランドきよみずばかりではなくて周辺の施設についてもそうですが、ぜひ村の人がもう少し多く利用できるような前向きな取り組みをよろしくお願いします。

次に3番目の関係でございます。昔は山も各地区から管理する専門の人が大分入ったようでございますが、今は林業委員さんが大分目を配っていただいております。

私が心配になるのは、山形村は大池川、三間沢川、唐沢川という、山形としては大きな3つの川があるのですが、昭和20年代にも本当に悲しい災害がありましたが、57年、58年と2年続いたの豪雨により大分大きな災害になったということで、そこらが心配になるところです。57年、58年のころは、私も消防団員としては一番親方の時分でしたので覚えております。

そんな意味合いで、平成も終わりました今令和でございますが、平成の時代は本当に異常気象から始まって異常気象に終わったような時代でした。そんな中で、今も

異常気象というのはやまないようです。

先ほど村長の答弁の中で、雨水の話も出ましたが、雨水なんていうことは山形村で思い当たる中で初めてだと思います。この異常気象で、そんな甚大な被害がないとは限りません。山形に過去57年、58年当時よりまだ多くの雨が降った場合には、本当にこの山形の山はちょっと軟弱だということだと私は認識しております。

そんなことで、前に北海道の地震のときに山が大分崩れたのがありましたね。あのようなところを見ると、本当にドキッとします。そんな意味合いの中で、それぞれ沢には砂防堤とかその後いろいろ手当をさせていただいておりますが、今、砂防堤等については大丈夫なのか。今の現状をわかる範囲でいいですので、お答え願いたいと思います。

○議長（三澤一男君） 小林副村長。

○副村長（小林かつ代君） 砂防堤については、後ほどほかの議員さんもお質問なさっています。最初の議員さんの質問のところにはなかったもので、後のところでよろしいでしょうか。

○議長（三澤一男君） 百瀬議員、よろしいですか。百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） 質問に、具体的にではございませんが、防災の件で総体的にはやっておりますので、もしそんなことが出ましたらお願いします。

それと昨年、竹野入議員が質問されたハザードマップ、6月に新しいものを出すというものの回答があったようですが、それはどうなっておりますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ハザードマップの件は予算化して、新年度になって、今、見直しを発注していると聞いております。それともう1つ、違った動きといたしますか、県の関係で、ハザードマップと地域支え合いマップという、よく村でも何年か前から話題になっていました隣近所で助け合って災害のときどうやるかという、それを一緒にしたものが実用的だという話が出ていまして、先日も振興局長が村に見えたものですか、その話をお願いして、何とか指導をお願いしたいと言ってあります。

ハザードマップはハザードマップで進んでいるのですが、もう少し使い勝手のいいものがどうだという話に今なっているので、その情報だけ報告させてもらいたいと思います。ハザードマップについての日程は、課長のほうがまだいつできるかということ聞いていないようですので、そんなことでお願いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） わかりました。それについてはぜひいい方向に進めてもらって、できた折にはぜひ浸透できるような形で、全村民に浸透していただきたいと思います。

次に、4番目でございます。テニスコートなりゴルフ練習場についてはこれから検討するということですが、あそこのテニス場に管理棟みたいなものがありますが、聞きますと、管理棟というか別荘地の管理組合の事務所に使ったり、清水クラブなんていって、中に展示がされているものがありますが、どのような感じでそれが利用されているか、わかりましたらお願いします。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） テニスコートの件。ゴルフ場と両方ですか。

○議長（三澤一男君） テニスコートのところにある施設の関係。

○村長（本庄利昭君） テニスコートの小屋については、あそこはテニスコートが2面、2面あるのですが、片方が村営のもので、村の所有です。もう片方は別荘管理組合で所有というか管理しております。設置の時点も、別荘管理組合の費用で設置したようでありまして、別荘管理組合の皆さんがあそこを管理運用しているという状況であります。小屋も確か、別荘管理組合のほうだということだと思います。

以上です。

○議長（三澤一男君） 百瀬議員、よろしいですか。百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） そんなことで、ぜひ検討してもらって、休眠状態にありますので、それが条例そのままになっていたりしますので、ぜひ早目の整理をしていただいて、運用していただきたいなと思っています。昔、ゴルフ練習場のあそこは、スキー場でもないが利用したことがありますので、そんなことも考えながら利用を進めてもらいたいと思っています。

次に5番目でございます。別荘地の定住者が11軒と聞きましたが、大分減っていて、連絡などが密にならない危機感があることを聞きました。今、そこら辺の現状がどうなっているか、わかる範囲でお願いします。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 別荘地の関係でございますが、先ほどの村長の答弁のとおり、建物106棟ほどあります。そのほかにも土地だけの方とかもいらっしゃるのですが、定住者の方については、今までは連絡班組織的に毎年同じ方が文書配布ですとか情報伝達等をやっていたのですが、ここ数年、その方についても年齢的なものでそういったものは行わなくなったと聞いております。

ですので、確かに議員ご指摘のとおり、今は情報の伝達方法としては薄くなってしまっているのが現状かなと思っています。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） 別荘地の方も村の住民でございますので、早い解決というか、連絡をうまくとれるような形でご検討のほうをお願いします。

それと、別荘地が何戸か大分空いてきているという内容もありました。これは答弁してもらわなくても結構ですが、空いた別荘地について、何しろ活用方法というか、そんなこともまた考えてもらいたいと思います。

次に6番目について質問をさせていただきます。6番についてはお答えいただきまして、大変学びのある我が村、どんどん学んでもらいたいということで、それを今の生活に結びつけてもらえば大いに結構だと思います。

昔、よく高原祭りとかマラソンとか、今は自転車をやっているようですね。いろいろな行事をやられたようです。私の若いころ、20代、30代のころはキャンプということも清水寺の周りとか水飲みとってあそこの周りとか、大分キャンプともありましたが、四季を通じて今、キャンプをやろうなんていう時代にもなってきております。

というのは、冬場でも雪の中へテントを張って星空を見るというような、こういう夢のある、ぜひ心をなごませるような活動をしていただきたいということで、公民館には登録の指導者というかコーディネーターの人が大分大勢いますので、ぜひそんなことで公民館の審議会なり、そういうところで前向きな検討をしてもらいたいと思います。公民館活動というと、私はあまり読書は得意ではないのですが、本を読むのを中心に広がっているようですが、ぜひ清水高原も同等くらいの学びの山にしてもらいたいということで考えています。教育長、どんなものでしょう。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） ありがとうございます。とても大事なことかなと思います。

そういうふうな課題が、今、こういう課題があって、その課題解決のためにはこういう仕組みをつくったり、こういう手段が必要だということが、住民の皆様の学びの先にあるものというふうに先ほどもご答弁申し上げましたが、考えています。

深い学びをすることによって、次の課題が見えてきて、よりよい地域にしていこうという力が出てきたときに地域は変わるというふうに思っています。そこは過程から全てを含めて学びの力かなと思っています。仕組みをつくって投げかけるというのも

1つの方法ですが、学んだ成果として課題に立ち向かう仕組みをつくっていくということが公民館で組織的に学ぶという先にあれば、うんといいかないというふうに思っています。ご意見は参考とさせていただきます。

○議長（三澤一男君） 百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） ありがとうございます。ぜひそんなことで、公民館についてはそれぞれ、今、社会は無気力とか無関心の時代に入っていますが、仕掛けはやはり行政の理事者なり職員なり、ぜひ仕掛けをつくっていただいて、この村が本当にいい村というか住みよい村になるようにぜひお願いしたいと思います。そんなことで、この質問については以上で終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） 質問事項1はよろしいですね。

それでは百瀬昇一議員、次に質問事項2「山形村の地域コミュニティに関わる検討委員会の進捗状況と今後の進め方は」について質問してください。

百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） 山形村の地域コミュニティに関わる検討委員会の進捗状況と今後の進め方についてご質問します。

初めに、この問題は昨年6月の一般質問で提案させてもらいました。過去、平成15年にも検討されておりまして、今、ここへきて委員会検討ということで、なかなかこの内容については継続的に取り組む内容というふうに私は考えております。コミュニティの本質に迫るものが自治基本条例だと思います。そこで、再度提案いたします。

長期プロジェクトとなりますが、仮称でいえば「山形村、むらづくり基本条例」を制定する時期が来ていると思います。村民がわかりやすく、常に意識のできる条例の制定を願い、自治条例の制定をする考えは。

2つ目に、この問題の先進地、高森町事例を見てみますと、自治基本条例の制定に当たっては、村民・村の理事者・議会・職員・村内の各組織の位置づけをつくり、これに基づき条例・要綱・要領などが形成されています。

自治基本条例の制定に当たっては、1人でも多くの村民参加の、できれば全員のかかりによって取り組みがされることが重要と考えられます。自治体の憲法といわれるものができれば、村の全ての決まり、条例・要綱・要領などがより一層理解が深まると思うが、どう思いますか。

以上、質問とします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 2番目の質問でございます「山形村地域コミュニティに関する検討委員会の進捗状況と今後の進め方」に関連して、主には自治基本条例のことです。1番目の最初のところでございます「自治基本条例を制定する考えはあるか」ということであります。

山形村においても、人口減少や少子高齢化、また都市化や住民の多様化が進み、地域社会の仕組みに変化が生じております。自治組織である区、連絡班、住民同士のつながりもそれに合わせて変化していると認識しております。個の自由度の考え方が集団や地域というまとまりより優先される時代でもあります。転入世帯の増加により、いわゆる新旧住民の混住化だけではなく、親子間、世代間の価値の相違が増し、老人世帯やひとり暮らしの世帯が増す中で、今の時代に合った規範やルールづくりが必要などときだと感じております。

地域づくりの基本方針となる自治基本条例や、まちづくり条例を定める市町村がふえている中で、当村も村づくりの指針となり、民主主義の理念を体現するためのまさに村の憲法に当たる自治基本条例を制定することは、意義あることだと思います。村民の皆さんが十分議論を尽くした上で制定することが最も大切なことだと思います。

また「自治基本条例が制定された場合、村の全てが決まり、条例・要綱・要領などが、より一層理解が深まると思う」ということであります。自治基本条例に限らず、山形村としては総合的な目標、規範となる指針を掲げることは大変有意義なことだと思います。また、重要な課題であるということも認識しております。

議員ご指摘のとおり、こうした条例等の制定は、先ほど議員が指摘されておりますが、議会はもとより多くの村民の方に参加していただいて、時間をかけて進めることだと思います。これだけのエネルギーが山形村の村民の皆さんにあるか。行政がまず旗を揚げるかという、ここにもかかるわけですが、その辺はどう推しはかるかというところがこれからの課題だと考えております。

以上でございます。

○議長(三澤一男君) 百瀬昇一議員。

○5番(百瀬昇一君) ありがとうございます。本当に基本条例をつくるには、相当のエネルギーということで、全体に言いましたが、今、条例をつくったところはどうしても市とか町なのですよね。今現在、長野県では11できているようですが、ほとん

どが市と町ということで、どうしても行政の無関心さがずっと出てきている。また、議会もそうなのですが、議員のなり手がなくなるとか、そんなことで、行政に関心を持たば本当にこういう議員のなり手も多くなるし、もう少し真剣になると思いますので、こういう自治条例をつくる過程がみんなを呼び起こすというように私は感じます。

それぞれの行政で取り組んだ内容を見ますと、そんなふう感じております。ぜひそんなことで、一刻も早くできるような形で前向きな検討をしてもらうように、今の地域づくりコミュニティの検討会へ提案をし、職員も、専任とはいわないが専任ぐらいの職員を置いて、最後にはアパートのみんなにもご理解をいただいて、一刻も早くこの山形村の自治基本条例の制定を願い、再質問はやめまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） それでは2番目の質問についてはこれで終結してよろしいですか。

○5番（百瀬昇一君） はい。

○議長（三澤一男君） 以上で、百瀬昇一議員の質問は終了しました。

◇ 新 居 禎 三 君

○議長（三澤一男君） 質問順位2番、新居禎三議員の質問を行います。

新居禎三議員、質問事項1「高齢者などの移動手段について」を質問してください。
新居禎三議員。

（6番 新居禎三君 登壇）

○6番（新居禎三君） 議席番号6番、新居禎三です。今日は3つの質問をさせていただきます。主に、移動手段に関する質問となります。よろしくお願いします。

最初に「高齢者などの移動手段について」であります。昨今、高齢者による悲惨な交通事故等が頻発し、大きな社会問題化しております。当村においては、大きな事故こそ発生しておりませんが、高齢化率が上昇する中で、運転免許証を自主返納する方の対応を村としてどうするのが問われるところであります。

昨年、第1回定例会でも質問いたしました。この問題について、その後どのように調査研究がなされ、どのように移動手段の確保をお考えかをお伺いいたします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に村長、答弁願います。
本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 新居禎三議員のご質問にお答えをいたします。「高齢者の移動手段について」のご質問であります。

近年、高齢者による痛ましい交通事故が多発しており、大きな問題となっているという現状であります。運転免許証の自主返納につきましては、山形村でもここ数年、返納件数が増加をしております。それに伴い、自主返納された方への対応についても検討をしていかなければならない課題だと認識はしております。

山形村では現在、公共交通の維持・改善や福祉バスの運行について力を入れているところがございますが、近隣市町村では運転免許証の自主返納対策として、高齢者のみを対象とした施策を実施しているところもございます。村では報奨金制度などを研究しているところではありますが、現在のところ、まだ事業実施まで至っていないという現状であります。引き続き、どんな対策がいいか研究をしたいと考えているところでもあります。

以上でございます。

○議長(三澤一男君) 新居禎三議員。

○6番(新居禎三君) 昨年的一般質問に続いて研究をしているということですが、一昨年ですか、29年10月後半から福祉バスの運行体制が2台体制になりました。1年半ぐらい経過していますが、その間、私、資料をいただきましたが、1台体制のときと2台になってからの利用者乗車実績の変動を見ますと、さほど1台のころから利用者数は増えていないという実態だと思います。

その辺について、1年半が経過した中で、福祉バスのこれからについてはどのような形で考えられているのか。もうしばらく様子を見るのか、もしお考えがあればお聞かせ願います。

○議長(三澤一男君) 本庄村長。

○村長(本庄利昭君) 福祉バスを2台にした効果がさほど上がっていない現状であるということですが、福祉バスを2台にして、その2台に予算をかけて、費用をかけている割には効果がさほど上がっていないというのが現状であります。

ではそれをどうするかということですが、1年半経過してももう少し様子を見させていただいて、ダイヤの問題なのか、どこが使い勝手が悪いかという検証はしっかりさせていただき、今後の対応を考えたいと思っております。

もう1つ、違った角度からの話になりますが、自主返納された方がその後どうする

かというところも、担当課では見守りの体制はどういう方法があるか、その辺も合わせて研究をしているところでもあります。動きはそんなところでもあります。担当課長のほうでまた補足があれば答弁をさせたいと思います。

以上です。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ただいま福祉バスのお話がありました。29、30年を比較した中で、途中から2台体制ということになっております。議員おっしゃるとおり、あまり変わっていないという状況であります。

ダイヤの問題について、2台体制になった当初から言われていて、30年5月から見直しをかけてもう1回ダイヤを改正したという経過がございます。ですので、これからどうしても福祉バスということで、高齢の方、障がいのある方が乗るものという先入観が住民の方はあると思うのです。そういった部分で、もしもっと利用率を高めるということであれば、交通弱者の方も乗ることができるという要綱の内容になっておりますので、そういった部分を考えて中で、利用率を上げる方向で研究していければと思っております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 今、課長が言われたように、以前から私を含めてほかの議員も一般質問等と言っていますが、ある意味、高齢者福祉と障がい者福祉ということで運行されていますが、広い意味で考えれば村民福祉という部分で考えれば、もっと利用しやすいものにしていけば、先ほどの話ではありませんが、多少なりとも費用対効果は上がるのかなという部分であります。

それ以外に、今免許を持たれて車を運転されている高齢者の方に聞いてみますと、自家用車のほうが便利な部分がありますので、よほど自分が運転に自信がなくなるまでは運転したいという声が多いように思います。そういう意味で、より利便性のあるバスの運行をしていかないと、なかなか免許を自主返納しようという意識が芽生えてこないのかなと思います。

そんな中で、今、村長も課長も言われましたように、研究をしている段階であるということですが、今はある意味、役場庁舎というか、理事者と職員たちで研究しているだけなのですかね。実際の利用者の声だとか、また免許を持っていて自家用車で移動している、福祉バスを普段利用されないお年寄りの声とかをどのような形で反映させていくのか、お伺いします。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今、高齢者の自主返納の話ということで議論になっているわけですが、村全体の公共交通を研究するというので、今年、これは総務課が所管することになっていますが、そこでまた委員会を起ち上げることになっています。そこで村全体の公共交通の交通手段のあり方みたいなものも合わせて検討するべきだと思いますので、また課を超えましてそちらのほうの担当もその審議の中に入っているようにするということが適切かなと考えております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 以前にも私、申し上げましたが、福祉バスは保健福祉課、それ以外の公共交通は総務課という、いわゆる縦割りの二重行政になっているのではないかと、もっと効率のいい形はできないか、という質問をいたしました。とりあえず現状で行くという当時の返答でありました。そういう意味で、福祉バスも路線バスも、私は広い意味で考えていますので、全ては公共交通機関だと思っていますので、ぜひ前向きな形をつくっていただきたいと思います。

その中で、今の高齢者の問題に戻りますが、29年の第2回の一般質問で私は質問しました。その際に村長の答弁で「山際から路線バスなどのバス停まで、停留所までの移動をどうするかという問題。これは現実の行政課題としてあるとの認識で、そういった視点で検討したい」という返答をいただいておりますが、その辺の検討についてはいかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今の山形村の公共交通を見ますと、どうしても山際のほうがバス停まで遠い。これはどこの地区でもそういう傾向があると思います。ひとつヒントとしておもしろいと思っていたのは、その地域の人たちがお互いに組合みたいなものをつくって、組合員ということで人を移動する。お年寄りであったり障がい者を移動する。これは新村だったと思うのですが、その地区でやっているという話があり、前にもその議論があったかもしれません。そんなこともあったものですから、その話も伺ったりということはしております。

地域の受け皿の問題、村というよりはその地域の受け皿が、そういう体制ができるかどうかというところであります。そういう需要とか要望が強くあり、それを支える組合みたいなものができるということになれば、村ではそれを積極的に推進したい。そんなふうには思っております。現実問題としてまだそこまでの機運になっていな

いと感じております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 今、村長が言われるように、実際にその地域に住んで不便を感じている方々の意見を集約して、松本市が今、路線バスが廃止になったところで、新村地区もそうですが、三才山だ中山だという形で、地域バスという形でやっていますよね。これは地域の方々が集まって、どういう運行がいいとか、どういうルートがいいとかを、当然市が関わっているわけですが、その辺の意見を集約して、最終的に市がタクシー協議会ですか、委託をしてやっているという形で、利用者は伸びていると聞いています。

聞いてみますと、新村地区は入っていないと思いますが、それぞれの地区当たりの地域バスを運行するに当たって、松本市は年間800万円助成しているという形で、当然、だから運行もタクシー会社に委託しているわけですね。運転手を初め、車両も含めてだと思えます。

そういう意味で、仮に村がそういう形を考えるにしても、相当な形で村の負担も考えていかないといけないと思えます。あくまで、先ほどの村長の話を知っていると、地域の方の組合のような形で、半分以上はボランティアに頼っている部分かなと思えますが、その辺は村としてどこまで、費用を含めた部分の覚悟があるのかどうかをお聞きします。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） これからの地域づくりのあり方のひとつのモデルのようなケースだと思うのですが、村でも財政的に余裕がどこまでもあるわけではなく、限りのある予算の中で仕事を回していくわけでございますので、地域でどの程度までそれを担っていただけるか。また、地域の交通であったり、いろいろな行事であったり、そういったところを地域の皆さんがどこまで自助の部分でできるか。まずその話で、最初から公助の話で村で何ができるかという話ですと、やはり今までのやり方で、幾ら予算をつけてもまだ足りないということになってしまいますので、地域の地域力といわれるものを出していただかないと、小さな村では財政が回っていかないというのが現状だと思います。

そういうことでありますので、地域の皆さんに、村からも情報を提供したり、そういった仕掛けはしていかななくてはいけないわけですが、その辺をお互いに話をしなが

らということで進めてまいりたい。そんなことだと考えております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） いずれにしましても、仮に地域の皆さんが声を上げてもらえれば、そういうところに村としても知恵は出せますよという情報発信をしてもらわないと、現状では地域の皆さんがそれぞれ不満を言っているだけで、何も前へ進んでいかない部分があります。

先ほど言いましたように、福祉バスもなかなか費用対効果が上がっていかないという部分で、ぜひその辺は村としても情報発信しながら、ある程度、村はそういう部分で考えがあって皆さんが自助、共助を含めてできる部分があれば協力しますよという考えがあるという情報発信をぜひお願いして最初の質問は終わります。

○議長（三澤一男君） 質問事項1はよろしいですね。

新居禎三議員、次に質問事項2「高校生などの通学の利便向上について」を質問してください。

新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） それでは、今度は「高校生の通学の利便向上について」を質問いたします。

現在、村ではアルピコ交通路線バス利用者に対する補助、また松本市西部コミュニティバスの運行経費の一部負担、福祉バスの運行を行っておりますが、高校生などの通学において、塩尻方面に通学される生徒さんや上高地線電車利用で通学される生徒さんなどに対する利便性向上についての対策を今後どのような方向性で検討されるのかをお伺いします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問項目の2番目の「高校生などの通学の利便向上について」にお答えします。山形村におきましては、村を通る既存路線の維持を最優先と考え、平成28年度からアルピコ交通山形線の運賃に対する助成をスタートさせております。

村にとって路線バスの維持は重要であり、路線バスの利用拡大が路線バスの経費の縮減につながり、運賃の低減が図られると考えられます。助成を始めて4年目を迎え、ある程度、定着してきておりますので、路線の維持という観点、また通学の利便性向上という観点でも現在の制度について利用促進効果の検証をした上で、他の交通機関

に対する補助についても必要であれば考えていきたいと思えます。今年度は、先ほど申し上げましたように、新たに将来の山形村の公共交通のあり方について検討する新しい組織を設置することとしております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） これも、私、29年第2回の一般質問でやりましたが、当時は1つ目で質問しました福祉バスのあいている時間を活用して、通学等に使えないかという質問でした。

当時の村長答弁は、福祉バスを通学に活用できないかという質問で、老人福祉という目的で福祉バスは運行している。今のところ、それはそれで十分間に合っているという判断で行っている。これをうまく使うということは、これからも考えなければいけない問題だと思うし、高校生の問題も本当にうまく回っているかという、もう一度、運用を絡めてしっかりと見ていきたい、という答弁でありました。

そんな中で、今、村長が言われたように、アルピコ交通の路線バスに対する補助は、これも資料をいただきましたが、29年から比べると30年度はかなり申請者が増えています。そういう意味で、私も実際にバスに乗ってみた感じでは、確かに高校生もいますが、通勤に使われている方も以前よりは増えたのかなというのが実感であります。

今後ともさらなる周知をしていただいて、路線バスを残す算段をしていただきたいと思います。先ほど言いましたように、やはり塩尻方面の高校に通う生徒さんの親御さんたちからは「松本はいいよね、補助があつて。塩尻方面はないし」と。唯一、今、朝日村の朝のバス、鉢盛中学から広丘まで出ているのを使っている人もいますが、かなりあのバスも朝は朝日の生徒さんもちろんいらっしゃいますが、山形の生徒さんでいっぱいになるような状況で、山形村としては実際にはそれに対する援助とか支援は具体的にはないわけです。その辺は以前も村長が言われていましたが、具体的には今、何も検討されていないということによろしいですか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 具体的な方策ということですが、今の塩尻方面の話は私もある保護者の方から直接話を聞いてくれということで、話を伺っております。そのお母さん1人の意見ということでしかないものですから、この時間のここが一番困っているとか、この時間帯に1本運行すればかなりの方がという、そういった具体的な話にな

ってくればそれはあれなのですがという話はしてあります。

そのお母さんも、そっちのほうに通っている保護者の皆さんとまた連絡を取ってということになって、もうそれで3カ月、4カ月経っているのですが。先ほど申しあげたとおり、今年検討委員会という形のものをつくって、いろいろな利用者の話もしっかり調査して、最大公約数というのですか、そういった先ほどから出ている税金でやる話なものですから、最も効率のいい方法は何かということを考えていきたいと思っております。

そんなことでありますので、これからということで、今のところは手がついていないというのが現状です。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 今の話に出ていました中で確認ですが以前、公共交通の検討会というか審議会というか、あったと思います。そんな中でアルピコ交通の路線バスに対する補助等を決めてきたと思うのですが、新たに別の組織を今年度から立ち上げるということによろしいのですか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 以前の検討委員会は解散といいますか、一応閉めまして、新しく別の組織といいますか、もう一度再編成ということで立ち上げることにしております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） その新しい検討会は、具体的にどういう形で委員を公募なり募集して、いつごろから立ち上げるとか、具体的なものが決まっていればお聞かせ願います。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 言いわけじみしてしまうのですが、所管しております担当課のほうが大分人事異動があったものですから、大至急ということで、まだ具体的な人選までには至っていないということです。できるだけ早く立ち上げるようにいたします。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） ぜひ早急にお願いしたいと思います。以前の検討会の委員長をやられていた方が、「その後、私も動きがわからない」ということで聞いています。どういう形にしる、次の3番目の質問にも絡んできますが、公共交通の問題というのは私もしつこいぐらい質問していますが、ある意味、水道や電気、ガスと同じで、公

共インフラだと思っていますので、これから先ますます高齢化していく中で、なくてはならないものだと思います。当然、村費を入れていかななくてはならない部分ですから、それに対する検討は早いほうがいいし、できるだけ多くの村民の意見をまとめていただいて、早急に、高校生を含めての移動手段を確保できるようにということで、2番目の質問はこれで終わります。

○議長（三澤一男君） 質問事項2はよろしいですね。

新居禎三議員、次に質問事項3「公共交通網の広域ネットワーク構築について」を質問してください。

新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） それでは3つ目です。ここが私の一番の主眼ですが、「公共交通網の広域ネットワークの構築について」をお尋ねいたします。

当村には高校・大学がなく、生徒・学生は通学のために他市町村へ出なければなりません。また、一般村民も通勤や買い物などで村外へ出なければならぬ機会が多々ありますが、利便性の問題もあり、生徒・学生は自転車利用や保護者などの送迎、通勤の多くの方は自家用車利用で、公共交通利用者はなかなか増えていかないのが現状であります。近隣市村でも同じような問題に対して知恵を絞っているところではありますが、より利便性向上にはそれぞれの市村の連携が今まで以上に必要だと思われま

すが、より利便性向上にはそれぞれの市村の連携が今まで以上に必要だと思われま
現在、山形村を含めた近隣市村で、そのような協議の機会があるのか、また動向があるのか、近隣市村から働きかけがあれば当村はどのような対応をするお考えか、お伺いいたします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 3番目の質問であります「公共交通網の広域ネットワーク構築について」のご質問にお答えします。

公共交通網の広域ネットワークについては、山形村は現在、2つの会議に参加をしております。1つは松本市が主宰する、3市2村で「松本地域公共交通情報交換会」、もう1つは県主催で、「松本地域における公共交通に関する意見交換会」であります。どちらの会議も第1回の会議が平成30年11月、及び平成31年3月に開催され、継続して開催することが決定しております。初回の会議でありましたので、情報交換、情報共有にとどまっておりますが、今後の会にあっては、参集範囲を広げたり、テー

マ別に開催したりと、内容がだんだん濃くなっていくものと考えております。当村としましては、既に西部地域のコミュニティバスで松本市と、山形村福祉バスと朝日村デマンドタクシーについては相互に利用できるような連携をしておりますが、さらに利用しやすい方策を検討してまいりたいと思います。広域的に情報を共有し、連携していく中で、広域のネットワークについて十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） 今、村長が言われたように、国もそうですが長野県も公共交通の将来像、以前、14年に生まれた公共交通の振興総合交通ビジョンという中に、やはり地域の連携が非常にこれからは重要になってくるという部分で、先ほど言われた県主導であったり、そういう会議が持たれているのだと思います。

そういう中で、特に松本平の周辺、既に松本市と山形村はコミュニティバスで連携を図っているところですが、より利用者が便利な公共交通網をつくるには、もっと広いエリアで連携していく必要があると思っています。

先ほどの話ではないですが、村内だけの福祉バスで費用対効果を見るとなかなか上がっていかない。福祉バスも、今すぐにできるかといういろいろな課題があると思いますが、福祉バス利用者も例えば松本までの買い物に使えればという部分もあると思います。その辺、コミュニティバス、アルピコ交通とバッティングする部分をどうするかという課題がありますので、その辺はこれから、意見交換会から検討会なり審議会なり、そういう会に発展していくものだと私は思っていますが、そういうところでお互いの意見をすり合わせしながら、より利用者が利便性のいいものを構築していく必要があると思います。仮にそういう交換会から発展的な会になれば、山形村も積極的に参加していくということによろしいでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 山形村は地理的に申し上げましても、鉄道などのラインがない地区でございますので、バスによる公共交通に頼っているというのが現状であります。松本市からもやはりある程度の距離がある地域でありますので、積極的といいますか、むしろこちらからお願いをして、うまい方法がないか提案を申し上げながらネットワークが組めるようなことを進めてまいりたいと思います。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） まさに今、村長が言われたように、先ほどの塩尻方面に通う高

校生の問題にしても、広域でネットワークが組めれば、現在は朝日村とデマンドを含めた連携はある程度はしている部分ですが、さらに塩尻市ともネットワークが組めれば、昔あった山塩線ではないですが、山形の高校生がそのまま塩尻市の学校へ通えるというような形になると思います。村長も言われたように、そういう意味では、現在は意見交換会にしてもそういうところで積極的に山形村として働きかけをお願いしたいと思います。その辺、村長も言われたように、そういう形で将来的には村としてもいろいろな形で関わりながらやっていけるということによろしいですね。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 重ねてになりますが、山形村は狭い地域でありますので、当然、生活圏は松本、塩尻の中心地区に持っているわけでありますので、その移動手段であります公共交通は重要な課題だと思っておりますので、積極的にということで考えております。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員。

○6番（新居禎三君） そういう意味で、広域の中でもいろいろな形で関わりながら、村民にとってより利便性のいい公共交通網を構築していただきたいというお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（三澤一男君） 新居禎三議員、これで終了でよろしいですか。

以上で、新居禎三議員の質問は終了しました。

ここで休憩をします。この時計で40分まで休憩します。

休憩。

（午前10時31分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、ただいまから本会議を再開します。

（午前10時40分）

◇ 春 日 仁 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位3番、春日仁議員の質問を行います。

春日仁議員、質問事項1「なろう原霊園に新たな整備を」について質問してください。

春日仁議員。

（1番 春日 仁君 登壇）

○1番（春日 仁君） 議席番号1番、春日仁です。1つ目の質問をします。「なろう原霊園に新たな整備を」ということで質問します。

なろう原霊園は利用開始から十数年が経過しました。当時、村外からの転入者も増加し、墓地の受容を考慮し霊園整備をしたと聞いています。また、近年は墓地に対する考えも多様化しているということでもあります。

そこで質問ですが、①としまして、現在の利用状況は、何区画利用されているかということでもあります。また、今後の見込みはどのようにお考えか。

②としまして、近年、村内でも合葬墓・樹木葬などの要望が出ています。なろう原霊園にも1つの形態として整備を望む声もあります。また、近隣の市町村ではすでに整備が進められているところもあります。当村のお考えをお聞きます。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 春日仁議員のご質問にお答えをいたします。「なろう原霊園に新たな整備を」というご質問でございます。

まず、霊園の現在の利用状況についてですが、なろう原霊園には個人に分譲する区画が全体で507個であります。最上段のA区画から下段のD、E区画まで5つのブロックに分かれておりまして、既に購入された区画が165個、そのうち墓石の建立が済んでいるものが127区画であります。

今後の見通しにつきましては、少子高齢化や家族のあり方の変化など、日本全体の様子が急速に変わってきた今では、お墓の維持管理や新規購入などが非常に難しい状況になっていることは確かなことだと思います。したがって、供用開始から10年以上を経過したなろう原霊園もこれからの需要が著しく伸びるようなことは考えにくいものと推測されます。

続いて、2番目のご質問の「合葬墓や樹木葬などの施設整備についての村の考えは」とのご質問であります。この件につきましては数年前から要望も含めて話題になってきております。また、議員ご指摘のとおり、この辺りでは比較的先行していた松本市に加え、塩尻市や安曇野市でも最近になって合葬墓が整備されたようであります。

ご質問のような「村としての考え」を判断していくためには、まずはそういった先進事例を研究し、整備から運営、維持管理、利用者の負担の程度など、総合的な検討をするための材料を集める作業に現在手をつけは始めたところでございます。

以上です。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 今後の利用状況の見込みということで、村長答弁がありました。今後、難しいと。伸び悩む状況だと思われま。

そこで、合葬墓等の要望が出ているという背景ではありますが、お墓に対する考え方というのが多様化してきているということで、私の先ほどの質問にも書いてありますが、中でもお墓を継承してくれる人がいない。それから、子どもや孫に負担をかけたくないといったような意見が多いです。なるべくお金をかけずに、要は継承してくれる人がいない人たちもいますので、合葬墓といったものの需要が増えているという状況と思われま。

そこで、私は同僚の議員と木曾のとあるメモリアルパークを見学してきました。ここは樹木葬をしているところではありますが、ここは福島県の宗教法人の方が運営しております。こちらは運営を開始して3年ほど経っているわけですが、500区画中150区画がもう販売されているといった状況になっております。

ちなみに、金額的にも、これは樹木葬ですので、1人用が30センチ四方の区画ですが、8万円からということになっております。2人で申し込むと、50センチ四方の区画で、これは20万円からということで、これも安価であるということで、やはり子どもや孫に負担をかけたくない、要は経済的にも負担であるといったような考えをお持ちの方がいらっしゃるということではありますが、その辺どう思われま。

○議長（三澤一男君） 小林副村長。

○副村長（小林かつ代君） お墓につきましては、村民の方から特定の宗教に属さないところへ入りたいという要望、あるいは、今おっしゃるように後継者のない人が、後を守ってくれる人がいないから合葬墓に入りたいというご意見が寄せられております。ですので、墓地も空いておりますので、何とかそこにできないかということで、今お話ししましたように料金体系だとか誰が運営するのか、誰が管理するのか、いろいろな問題をクリアしなければできませんので、検討を始めさせていただいているというのが現状です。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 1つの例ではありますが、木曾のメモリアルパークに行ったときに、通常の墓地みたいな形でも販売しておりました。そこは1メートル四方ぐらいの小さな墓地ではありますが、墓石を建てる建てないは自由であるということ。そし

て、好きに木も植えていいですよ。大体のところは芝生を植えたような状態でやっておりました。それは樹木葬、合葬墓と違いまして、先祖に手を合わせたいという方、そして現状の墓地のようなものとやはりお金がかかりますので、先祖に手を合わせたいのだけれどもお墓を建てるまでもいかないところがないかというような、その中間ぐらいの墓地も用意されていたということでもあります。

なろう原霊園も大分区画が残っているということでもありますので、若干柔軟性を持っていろいろ考えていかなければならないのではないかという私の考えであります。そこで質問させていただきたいのですが、なろう原霊園は人骨のみという決まりでよろしいでしょうか。お聞きします。

○議長（三澤一男君） 小林副村長。

○副村長（小林かつ代君） それについては住民課長のほうからお願いします。

○議長（三澤一男君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 現在のところは、条例上、規則上も人の骨のみということになっております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 近年、考え方が多様化しているということで、ペットと一緒に入りたいといった方もいらっしゃいます。ただ、山形村8,700人ほどの村ですので、人数的には少ないと思いますが、やはりペットを飼われている方はいらっしゃいます。ペットをペットと見るか家族と見るかというのは飼われている方の気持ちひとつであります。各地の合葬墓といったもの、樹木葬を扱っているところを見ますと、ペットと入れますよといったうたい文句もあります。その辺の柔軟性といったものもこれからは必要になってくるかなと思われま。

ただし、合葬墓を村で用意してもらいたいという要望はあるのですが、決してこれは村がそれに対して推奨するといったようなものではなく、あくまでも選択肢の1つとして霊園に用意するべきではないかといった私の考えであります。どう思われますか。

○議長（三澤一男君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 私もこの問題については、まだ時間は浅いのですが、これまでの経過などを調べたりもしました。今、世の中で話題になっていること、これまでも議会でいろいろご提案とかご意見をいただいたことなどについても振り返りをさせていただきます。

その中では、まずは現状に合わせて住民のニーズを確認するだとか、村民のアンケートをとってとかいう話題もありましたし、あるいは議員ご指摘のように、思うように区画数が伸びないというところで、今あいているところの選択肢の1つとして合葬墓だとか樹木葬だとか、あるいはペットのお墓みたいなものをというものもご提案も中にはあったと承知をしております。

山形村の村民の意向が実際にどうであるかということは別にしましても、時代の流れとしてはさっき議員が言われた多様化という部分を大前提にして、これから考えていかなければならないのであらうと思います。それは樹木葬に関しても同じだと思います。

ただ、利用する方といいますか、お墓に入る方、それからその家族の皆さんにとっては、人ひとりの人生の最後の時期を迎えるに当たってのまとめの時期のお話でありまして、大袈裟に言えば、これは人ひとりの尊厳の問題もあると思うのですね。ですので、とりあえずつくとか、あるいは一旦始めてしまつて事業がうまく行かないとか、また途中で大きな模様がえをするということはあつてはならないものだと思います。ですので、事業の継続性とか恒久性といいますか、そういったものを注意深く考えなければいけないのだらうと思います。

この小さい村で、あるいは今限られた職員の体制のもとで、どうやればそれが可能になっていくのかということも大事になると思いますので、維持、管理、運営といった部分を今後は一歩も二歩も踏み込んで、実際に考えられる課題を洗い出していくという作業が大事かなと思っています。ですので、議員のおっしゃるとおり、選択肢の1つ。使い方はいろいろなものを想定して考えていくべきかなと思います。以上です。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） あくまでも選択肢の1つとしてあるべきものだという私の考えであります。合葬墓にもデメリットというのがありまして、一旦骨をおさめてしまいますと、何人もの方と一緒に場所ですので、後々、家族の方が骨を返してほしいといったときはもう不可能な状態になります。その辺はしっかりと利用者側も考えなければいけないだらうということになっていると思います。

ただ、これをお墓に使っていい言葉かどうかわかりませんが、相乗効果というのがありまして、一種類だけ販売していると、なかなか販売に結びつかない、伸び悩むということがあります。何種類かの選択肢があると、全体的に販売が上がっていくといった効果もありますので、そういった部分でも合葬墓があつて、普通の墓地があつて、

ペットも入りますよという柔軟性を持った霊園にすることによって注目が集まる。そうすると全体が上がるといった効果も得られるのではないかという私の考えですが、どう思われますか。

○議長（三澤一男君） 小林副村長。

○副村長（小林かつ代君） 今のところ、まだ検討段階に入っただけですので、細かい部分についてはしっかり合葬墓を建てるということになってからではないかと思えますので、そういうご意見も参考にしながら検討させていただきたいと思えます。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） そのようにお願いしたいと思えます。まずは住民の方がどれだけニーズがあるかといった部分をつかんでいただくということだと思います。こういった質問を出したということではありますが、私や同僚議員のところにもこういった話が来ていることは確かでありますので、ニーズ自体はあります。ただそれがどこまであるかということはアンケートなり何なりをとっていただきたいと思えます。

そして、なろう原霊園であります、大きな遊具があつたり、マレットゴルフ場もある。これは村民の憩いの場として利用されている場所でもあります。今後、憩いの場としての部分も含めた形で霊園自体を考えていくべきではないかなど。そして、霊園にしっかり村民の方が注目していただくということも必要であるという私の考えであります。そういった考えを述べまして、1つ目の質問を終わりにします。

○議長（三澤一男君） それでは質問事項1はよろしいですね。

春日仁議員、次に質問事項2「交通事故防止の対策は」についてを質問してください。

春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 2番目の質問をします。「交通事故防止の対策は」ということで質問します。

悲惨な交通事故のニュースが連日のように報道されています。滋賀県では園外活動中に園児2名が亡くなる事故が発生しました。また、今週に入っても福岡のほうでは交差点で大きな事故が起きるといったニュースも流れております。

そこで質問であります。①としまして、保育園、小学校等で園外・校外活動時の交通事故防止について、改めて協議されたことはありますか。

2番目に、一連の報道後、免許を返納される方が増えたと報道されております。村内では免許の返納に変化はありましたか。

3番目といたしまして、村内は信号機が少ないため、一旦停止の交差点が多く存在しています。その中でも交通事故の多い交差点について、今後の対策はどのようにお考えか。例としまして、郵便局の西に上がった旧県道ですね、バス道路と交わる交差点等ということで挙げさせていただいております。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、根橋教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 春日議員最初のご質問の「保育園、小学校等で園外・校外活動時の交通事故防止について改めて協議されたことはありますか」というお尋ねにつきましては、質問の相手方が村長と教育長になっておりますけれども、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、私からお答えをさせていただきます。

初めに山形保育園の取り組みについて申し上げます。山形保育園では、職員会議で事故に関する情報を共有いたしました。また、今後、散歩ルート上の危険箇所の把握をしていくことにしております。

次に、やまのこ保育園の状況について申し上げます。やまのこ保育園では、散歩ルート上の園児の歩き方や職員配置について見直しを行いました。また、職員による危険箇所の確認とその結果を踏まえ、散歩ルートの見直しを行う予定にしております。

また、長野県では、滋賀県大津市における園児の交通被害事故を踏まえ、緊急的な交通安全対策を実施することになっております。緊急交通安全対策の実施内容につきましては、県内全ての保育所等を対象として、警察が職員を派遣して散歩ルートの安全確認をこの6月中に実施するとともに、必要に応じて道路管理者を加えた散歩ルート上の実地点検を7月から行うことになっております。

次に、山形小学校の状況について申し上げます。山形小学校では、滋賀県大津市の事故を踏まえ、校外活動等について改めて取り組み内容を協議するということはありませんでした。なお、山形小学校では、児童への安全教育を行うとともに、学校安全計画や危機管理マニュアルを策定し、児童の安全確保を図るための取り組みを総合的に行ってきています。また、校外活動につきましても、事故防止の観点から下見を行い、危険箇所の把握と危険防止の対策について関係者で情報共有を図り、児童の安全を確保するための取り組みを行っています。

一方、平成28年度からは山形村交通安全プログラムに基づく関係者による通学路の合同点検が毎年度行われており、通学路の交通安全推進のための環境整備が図られ

てきています。

以上、1番目のご質問についてお答えを申し上げます。

○議長（三澤一男君） 本庄村長、答弁願います。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目のご質問の「村内では免許の自主返納に変化はあったか」についてであります。運転免許証の自主返納については、一連の報道後、増加しております。村内では平成29年は返納件数が8件であったのに対し、昨年平成30年度は19件で、2倍に増加しております。

3番目のご質問の「信号機がない、交通事故の多い交差点について、今後の対策はどのように考えるか」についてであります。最初に信号機の設置については、地域づくり要望で各区より上げていただいておりますが、設置については警察署の許可が必要であり、村の要望通りになっていないのが現状であります。また「止まれ」や「徐行」などの標識の設置につきましても公安委員会の許可が必要で、村としては状況を見ながら、各区からの要望を上げ、これからも要望していきたいと思っております。また、今後は信号や標識とはまた別の方法で交通安全対策も研究していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） それでは①の答弁について質問させていただきます。しっかり協議を持たれたということでもあります。保育園で協議された内容を保護者へ通知はされましたでしょうか。お聞きします。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 山形保育園につきましては、情報を共有したということで、これから見直しの状況を確認していくということです。まだ具体的な内容について保護者の皆様にお伝えはしていないと思われまして。

やまのこ保育園についても、保育園内部での対応はされておりますけれども、散歩ルート上の見直しはこれからで、どういう危険箇所があってどんな対応をするかというのはこれからですので、そちらについても保護者への説明、報告というのはまだというふうに思っております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） しっかり対応等が決まりましたら、保護者への周知といったも

のはしっかりしていただきたいと思います。交通事故等のニュースが流れています。保育園に保護者等からの問い合わせ、交通事故防止についての問い合わせ等、ありましたでしょうか。お聞きします。

○議長（三澤一男君） 旗町保育園長。

○保育園長（旗町通憲君） ただいまのご質問でございますが、保護者から保育園に今現在、特段のご質問や要望は出ておりません。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 私の同僚議員であります大池議員のところに保護者の方から問い合わせがあったということで、それを質問させていただきます。保育園で、保育士の方が以前は首からホイッスルを下げている、危険があったときにその笛を吹いて危険を知らせるといったことをしていたと思いますが、最近、笛の存在が見受けられないといった保護者の方からの話があったということです。その辺どうなっていますでしょうか。お聞きします。

○議長（三澤一男君） 旗町保育園長。

○保育園長（旗町通憲君） ただいまのご質問でございますが、首から直接かけて、見える位置でありますと、保育の妨げになったり、園児の顔にその笛が当たったりということが考えられるということで、胸の中にしまったりとか、ポケットに入れて持ち歩いていると確認をしております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） では、笛を持っている、携帯しているということで間違いはないでしょうか。

○議長（三澤一男君） 旗町保育園長。

○保育園長（旗町通憲君） そのとおりでございます。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） その保護者の方は、どうしてもそういったところが見えないということでしたので、その辺も今後しっかり徹底していただいて、どこにするのか。例えば危険を知らせるための笛であるならば、ポケットに入っていたら、ほんの0.何秒ですが、タイムラグがある。首から下げていると園児に当たったりする。これはすごくジレンマがありますが、その辺はより安全に、笛の使用方法も徹底していただければと思います。

こういった質問をしているのは、園外活動ですとか校外活動を自粛するためのもの

ではありません。今までどおり、子どもたちにとって園外での活動、田んぼにオタマジャクシを見に行ったり、カエルを見に行ったりといったこともすごく大切なことであります。より安全にということで、保護者の方からも問い合わせが来ておりますので、その辺は徹底していただきたいと思います。

次に、2番目の返納ですが、やはり増えてはいるという回答でありました。これは先ほど新居議員も触れておりまして、重なるところもありますので、飛ばします。

3番目の信号機が少ないという件で質問させていただきたいと思います。信号機につきましては、我々議員の研修会の中でたまたま松本署の交通課の方がいまして、どういった状況で信号機がつくかということで、交通量と事故率の特別な計算方法があって、それに当てはまらないとなかなかつかないといった話でありました。

しかしながら、交差点での事故が多いということでありますので、方法はあると思います。そこで、私が調べた方法によりますと、減速帯、交差点に進入する、要するに「止まれ」の車線ですね。交差点に進入する数十メートル手前から車に振動を与えるような形で、交差点がありますよ、「止まれ」の標識がありますよということで知らせるといった減速帯というものがあります。そして、光る標識、通常の「止まれ」の標識だと目立たない場合もあります。光ったりというのもありますし、村外に出ますと、交差点にかなり目立つ色で道路が塗装してあるところもあります。そういった方法があると思いますが、そういったものを設置するに当たって何か村としてルールといいますか、申請しないとつくれないとか、そういったことがあるのかどうかお聞きします。

○議長（三澤一男君） 古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） 今のご質問についてでございますが、道路上に、車に振動を与えて徐行するのを促すという方法、確かに他の市町村でも見かけることがあります。先ほどお話に出ておりました郵便局の西側の交差点などを例に挙げますと、近くにJA松本ハイランドの支所があるということもありまして、確かに安全面ではよろしいのですが、農作物を出荷で持ってくる農家の方にしてみますと、例えば運んでいる間に長芋が折れてしまうとか、そんな予期せぬ事態も考えられますので、その辺につきましては慎重に検討していかなければならない部分かなと思います。

それから、交差点の中を例えばカラー舗装というのですか、夜、光るような塗装といたしますか、そういったものもありますけれども、その辺、費用対効果の面もございまして、それについても検討しながらやっていくということになるかと思っております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 減速帯ですが、長芋が折れるほどの減速帯だと、車も壊れてしまいますので、そういったことはないと思います。そして、私、改めて村内を車で回ってみて気づいたのですが、私が例に挙げています交差点ですが、南側、病院がありますね。そちらに向かいますと、すぐに小学生が渡る歩道があります。そこは1メートルぐらいの幅の歩道ですが、白線があって、横線は赤茶色っぽいような色です。同じく、その交差点の西寄り、小坂のほうから上がってくるすぐのところにも児童が通る横断歩道があります。これが今、全然目立たない状況になっております。道路のグレーに対して、赤茶色が目立つかどうかというのも難しいのですが、実際もう古くなっていて目立たないといったようなことも起こっております。

これはどのような周期できれいな塗装にしているのか。そういったルールがあるのかどうかお聞きします。

○議長（三澤一男君） 古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） 横断歩道につきまして、正式なといいますか、公安委員会で設置する横断歩道につきましては、白線で、幅も大きくということで設置されるわけですが、村内に今ご質問にございました小型といいますか、幅の狭い横断歩道につきましては、公安委員会の設置ではなく村のほうで設置したものになります。

こちらにつきましては、色についてもいろいろと検討した中でやっているわけですが、今後、色についても検討してまいりたいと思います。

また、塗りかえる周期につきましては、横断歩道に限らずどの白線につきましても、公安委員会の設置したものにつきましては公安委員会が道路パトロールをした上で毎年塗りかえをやっております。村が設置したラインにつきましては、地域づくりの要望に上がっているものにプラスして、村が必要と認めたものについて毎年予算の範囲ではありますが、塗りかえを行っているという状況でございます。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） それから、交差点にポールガードといったものがあります。これは役場横の県道、信号機のある交差点では見られます。交差点と車道との間に1メートルぐらいの、直径10センチぐらいで鉄のポールが立っている。これは車が歩行者に向かって突進してきた場合、ある程度クッションの役目をして、なるべく影響を与えないようにということになっています。

このポールガードが設置してある交差点、信号機があるところですね。あとはいちいの里に曲がる角などにあります。信号機のあるところには大体ついているのですが、中大池の信号機には1個もついていない。その先の淀の内を上がっていく信号機にもついていないということで、ついているところとついていないところがあるのですが、この辺についてはどうしてでしょうか。お聞きします。

○議長（三澤一男君） 古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ガードポールの件ですが、ガードポールというもの自体がそもそも車と歩行者等を区別するといえますか、車の侵入を防ぐために運転手に注意を促すものであって、例えば、言葉があれかもしれませんが、暴走して突っ込んでくるような車をとめる目的はそもそも想定されていないものですので、ガードレールのような道路施設の一部とはみなされていないために、国土交通省でも明確な設置の基準はありません。

なので、必要に応じて、そういうものを設置することは可能だと思います。村におきましても、地域づくり要望の中にガードポールを設置してほしいという要望がたまたま幾つかありまして、そちらにつきましては区の役員の方と現地を見た上で必要性があるということで設置した事例も若干ございます。

今ご指摘いただきました中大池の交差点ですとか、淀の内の交差点につきましては、今のところ、おっしゃるとおりガードポールはないわけですが、今後、地域の方とも一緒になって検討していければと思っております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） ガードポールは注意を喚起するものというような回答でありましたが、やはり車が突っ込んできた場合、ある程度は事故を弱める意味合いでもあると思います。村外に出て車を走らせていますと、幹線道路に対して幾つか交差する道があるのですが、9割方ついています。

これは私、運転していて気づいて、ここ1カ月ぐらい注意して見ていたのですが、例えば山形の県道は農業者専用道路みたいなものが交差しているところもあります。中学生の通学路になっていますので、主要な交差点などには必ずこれはつけたほうがいいという私の考えであります。少しでもそれで注意喚起がされて、ブレーキ、アクセル踏み間違えというのが今すごく増えていますので、交差点での事故を少しでも弱めることができるのであれば、これは設置するべきであるという私の考えであります。

今、事故で多いのは、交差点から出たときにアクセルとブレーキを間違えたりしま

す。とにかく車がスタートするときに間違えるということで、ますます今後、高齢者ドライバーという言い方は失礼かもしれませんが、どうしても判断力が年々落ちてくるのは人間の常であります。そういった意味でも必ず交差点にガードがあることによつて、注意喚起ができるのであれば、つける必要があるという考えであります。

村長にお聞きしたいのですが、全国ニュースで「松本走り」といったものが取り上げられました。松本市にはそのニュースを見て40件を超える問い合わせが入っている。苦情であったりという内容であると思います。この「松本走り」をご存じかどうか。そして、これが全国版のニュース等で取り上げられたというこの不名誉なことを知っているかどうかということをお聞きします。

○議長（三澤一男君） 春日議員、ただいまの質問は事故防止の対策についての必要性を説いていると思いますが、村長答弁は必要ですか。

春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 事故防止につながる話であります、お答えいただければというところです。

○議長（三澤一男君） 本庄村長、答弁できればお願いします。

○村長（本庄利昭君） 「松本走り」の話は、右折でしたか、見極めて走るというふう聞いております。私も通勤して来るときに、そんなことを意識しながら、必ず向こう側に車が行ってから曲がるようにしております。

本当にこの地区は交通マナーが悪いという評判になっているようでありますので、また交通安全協会の皆さんとも話をしながら、運転マナーの向上にも努めていきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） なぜ質問をしたかということですが、松本に問い合わせがあったという内容は、滋賀県の事故に類似しているということで問い合わせが入ったということです。滋賀県の事故ですと、右折する車についていってしまったということで、若干「松本走り」とは違いますが、近い話であります。普通に右折して、直進してくる車を発見できなかった。目視できなくてぶつかってしまったということでもあります。

例えば、「松本走り撲滅宣言のむら」といったスローガンも今後、役場の交差点の角に看板を立てるなりということも事故防止につながっていくのではないかと私の考えであります。そして、各交差点にガードポール、それから路面表示ですね。先ほど話をしました、ドライバーにしっかり認識をさせる。ここは止まれの道路なのか、

止まれの交差点なのか。優先であっても、ここは危険な交差点ですよといったものを知らせるような路面標示、減速帯といったものを使用し、信号機がつかないならどうするかといったことをしっかりと考えていただいて、交通事故防止の対策をしっかりとさせていただきたいという私の考えを述べまして、私からの質問は終わりにします。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員、質問はこれでよろしいですか。

以上で、春日仁議員の質問は終了しました。

◇ 小 出 敏 裕 君

○議長（三澤一男君） 質問順位 4 番、小出敏裕議員の質問を行います。

小出敏裕議員、質問事項 1 「高齢者、障がい者に対する交通手段確保の取り組みについて」を質問してください。

小出敏裕議員。

（ 1 1 番 小出敏裕君 登壇）

○ 1 1 番（小出敏裕君） 議席番号 1 1 番、小出敏裕でございます。今年に入りまして、痛ましい交通事故が多発している現状があります。特に 4 月 1 9 日に発生した高齢ドライバーにより親子が亡くなった事故、それから 5 月 8 日の幼稚園児死亡事故など、記憶に新しいところでございます。交通安全白書によりますと、交通死亡事故における 7 5 歳以上の高齢者がかかわった割合が年々増加しているということでございます。このことは超高齢化社会では当然の結果と考えます。このような現状から、認知症を患っている方や 7 5 歳以上の高齢者の運転免許自主返納が当然のように言われている昨今でもあります。

しかしながら、都市部であれば自家用車以外の移動手段は確保できるかもしれませんが、農村部においては自家用車は移動手段だけではなく、コミュニティ参加への道具でもあるという側面も考慮しなければならないと思います。また、自分で運転できない障がい者の移動手段は、もっぱらタクシーなどに頼っているのが現状です。

そこで、高齢者や障がい者など交通弱者に対する村としての取り組みについて質問したいと思います。

1 点目は、高齢ドライバーの運転免許自主返納について、村長はどのようなお考えをお持ちかということ。

2 点目としまして、今後、運転免許自主返納者の増加が当然のこのように見込ま

れると思います。返納高齢者の移動手段を福祉バスやコミュニティバス以外で構築するお考えがあるかということ。

3点目としまして、山形村福祉輸送サービス実施要領によりますと、移動困難な高齢者の通院は村内の医療機関に限ると明文化されておりますが、村外の医療機関に通院する場合はその恩恵に預かれないのかどうか教えていただきたい。

4点目としまして、重度心身障がい者（児）にはタクシーの利用料の助成があります。この場合は村外の医療機関も対象になっております。ある程度の条件を満たした高齢者であれば、助成対象としてもよいと考えますが、いかがでしょうか。

以上4点について質問しますので、お答えいただければと思います

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 小出敏裕議員の質問にお答えをいたします。「高齢者・障がい者に対する交通手段確保の取り組みについて」のご質問であります。

1番目のご質問の「高齢ドライバーの運転免許自主返納」についてであります。先ほど新居議員の答弁で申し上げましたとおりでございます。山形村でも返納件数の増加が見受けられますため、自主返納された方への対応を研究していきたいと考えております。

2番目のご質問の「返納高齢者の移動手段を福祉バスやコミュニティバス以外で構築する考えはあるか」ということです。福祉バスの運用については、今後工夫する部分もあると思います。また、現状、村内のほぼ全域をカバーしているため、新たな移動手段の構築は今のところは考えておりません。

3番目のご質問の「福祉有償輸送サービス」についてであります。福祉有償輸送については、村内1事業者と村外1事業者の2事業者が営業しております。利用登録者は5名であります。村内の医療機関のほか、村外の医療機関へも輸送していただいております。営業範囲や料金については、近隣のタクシー事業者や住民代表で構成する運営協議会で検討をしております。

4番目のご質問の「タクシーの利用助成」についてであります。

（サイレン鳴る）

○議長（三澤一男君） お願いします。

○村長（本庄利昭君） 4番目のご質問の「タクシーの利用助成」についてであります

が、高齢者でも受給資格を満たせば制度の対象となります。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 運転免許自主返納についてのお考えですが、先ほどの新居議員と重複してしまうのですが、私なりに考えたことを述べさせていただきます。

確かに認知症等で支障を来す場合は自主的に免許を返納すべきだと私は考えるところでございますが、村の方たちで特に高齢の方、老々世帯の方たちの生活の質を考えたときに、一方的に自主返納でいいのかどうかという疑問は確かに残ります。通告書の中に書きましたが、自動車以外の手段で地域コミュニティの果たす役割は非常に大きいということも考慮して考えていただきたいと思います。

平成17年の全国の自主返納者、17年のデータなのですが、42万4,000人おります。そのうち75歳以上に限りますと、25万4,000人と数字はすごく大きいのですが、人口から考えますと、たかだか4.7%、5%程度だということになっていまして、長野県は非常に自主返納率が低いところでありますので、3.6%ぐらい。山形村で、先ほどの件数を考えますと、もっと低いだろうと思うわけです。

返納しない理由の中で、運転に自信があるという高齢者が結構いらっしゃるということ。それから、買い物や通院の足が困るということがあります。これは平成30年に内閣府が行った自主返納に対する世論調査についても同じような回答が挙げられております。

そこで、県内の自治体では運転免許の自主返納に関するさまざまな取り組みがあります。75歳以上のところで、長野県77市町村あるわけですが、わずか18の自治体で75歳以上の方たちの自主返納に対して施策を打ち出しております。それ以外のところでいきますと、約半数、40自治体ぐらいが自主返納した方たちの何らかの対策をとっているということがあります。

それから、昨日も痛ましい事故が起きてしまいました。高齢者が運転操作を間違ったかどうか不明なのですが、交差点に突っ込んでしまったということがあります。昨日テレビを見ていましたら、ブレーキとアクセルの製造に関する安全装置ということが実際にあるらしいのですね。これは自動車の機種によっても大分違うところがございますが、そのようなものもこれから助成する方向で、つまり恒久的に取り組みを強化していくようなお考えがあるかどうかということを改めて村長にお尋ね申し上げます。

○議長（三澤一男君） 特に通告がないですが、本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 自主返納は、言葉どおり自主的にということですが、村がそこに補助金をつけて奨励するということになりますと、当然、それを奨励しているということになります。

議員ご指摘のとおり、長野県であったり、こういう公共交通機関が十分でない場所は当然、車がなくなれば生活の移動手段がなくなるというのが現実だと思います。山形村でも高齢者の方で、高齢になられて90歳を過ぎても運転されている方もあります。また、事情によっては老々世帯であったり、ほかに子どもがいないという場合ですと、車がなくなればすぐに生活に困るという状態だと思います。

そんなことを考えますと、自主返納以外の道はどうかということもこれからの行政の課題だと思いますし、研究していかなければならないと思います。以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） ぜひとも公共的な方法で持って行ってもらえればいいかなと思います。

2番目の公共輸送の手段ということになりますと、先ほどの中では、特に今の状況、どんなものがあるかといいますと、自動車以外にもコミュニティバスがありまして、福祉バスがあります。それ以外のものは村としては考えておりませんよということだったのですが、通告書には、私、特に数字とかいろいろ書いてないのですが、福祉バスの詳細の中で、便数を増やした、停留所が56カ所から67カ所に増えたと。利便性が非常によくなったというふうに書かれておりまして、それは非常に結構な取り組みだと思っております。

ただし、利用者の推移を見ますと、先ほどの一般質問の中でも言われていたところですが、経年的に同じか、または私が見た限りでは減少しているようなグラフになっております。今後、高齢者が増加するという事は既成の事実ですし、自主返納の件数も増えてくるわけですので、移動困難、しいて言えば生活困難者が、村民が安心して生活できる施策を打ち出してもらいたいと思うのです。

そこで、先ほどの中で、福祉バスの利用者が減ったということなのですが、これはもしかすると移動するまでいかない。つまり、自宅から停留所まで行けませんよという方が増えてきている可能性も視野に入れて、例えばドアツードアというような考えも入れてみてはどうかと思うのですが、それに対して、村長どう思われますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今の具体的な方法がどうかということではありますが、特に今の段階で新しい何かをとすることは、具体的なことは考えておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、公共交通の今のあり方というものを検証する中で、住民のニーズがどこにあるかという調査も出てまいりますので、そんなところで何が求められているかというところはまた把握しながら対応も考えたいと思います。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） これから検討していただけるということで理解しましたけれども、それでよろしいですね。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今のドアツードアのあり方を検討するというのではなくて、全体に、言ってみれば総体的にということですか、そういうことをやるということでもありますので、ドアツードアという具体的なことを検討するという意味ではございません。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 今後そういうこともしていただければと思う次第です。

3番目の内容なのですが、医療機関の通院についてでございます。村内の医療機関については福祉バスを使うと。そうすればどこでも行けますよということですが、では村外のものについてはコミュニティバス、これはわずかですが、村外の医療機関に行くことはできるのですよ。ところが、実際に病院、これは松本、それから安曇野日赤、いろいろなものがございます。そちらのほうに行くに当たっては、やはり医療機関の通院については何らかの手立てがないと駄目かなと思うわけです。

山形村の福祉輸送サービス事業の実施要綱の中に謳われているものが、医療機関に行くならば村内に限りますよと。その車の大きさは11人以下のものでございますということが明記されてあるわけでございます。そうすると、福祉バスはそこからオミットされるわけでありまして、そこら辺をどのようにこれから考えていけばいいか。ぜひとも改善していただきたい。実施要綱を見直していただきたいと思うのですが、そのお考えがあるかどうかお聞きいたします。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ただいまの質問は福祉輸送サービスの関係でよろしいでしょうか。

先ほど村長から答弁がありましたように、村内1社、村外1社でやっていただいて

いるという状況であります。ただ、利用登録がある場合について、こちらのサービスが利用できるということになっております。

先ほど議員から、村内だけではないかというお話があったのですが、発着のどちらかが山形村という記載になっておりますので、今、実際の運用を聞いてみると、山形から松本市立病院に利用していただいているというケースもあるようでございます。ただ、基本的には村内の利用が多いという状況であります。

村外についても利用できるという状況はあるのですが、安曇野市とか松本市内に入っていくということになると、なかなか現状だと、このサービスについていうと利用が難しいのかなということがありますので、また利用形態をいろいろ分析した中で、今後の対策を考えていければと思います。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） ちょっと伺いたいのですが、今、事業実施要綱というのを見ているのですが、その中の第6条のところ「事業の実施に当たり、山形村内を発地または着地とするもの以外の運行を実施することはできない」と。確かにそれでいいと思うのですが、そうしますと、村内の医療機関のみという条項があったと思うのですが、それはいかがなのでしょう。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） こちらの実施要領を見ると、そこまで縛った記載はないのかなと思っております。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） そうですね。私、ちょっと勘違いして、文章を間違っ読んでいるところもあります。確かにそれは申しわけなかったと思います。

そうしますと、サービスの事業自身は、村外の利用、これは法人ですよ。NPOか何かですよ、タクシー業者。それが向こうを発地して、山形村に来て、向こうにお連れすると。それも可能ということでございますね。わかりました。

では、最後、4番目の内容なのですが、重度身体障がい者（児）に対するタクシーの利用助成についてです。高齢者で何らかの身体障がいを有している方の場合、身体障がい、内部障がいに限って言えば、1級、2級に該当する方が確かにおります。その場合、重度心身障がい者（児）として次の助成は受けられるということは明文化されておりますので、それは十分に理解できるところでございますが、そうなりますと、重度の身体障がい者（児）利用助成の条件に該当しない方が必ず出てきます。老々世

帯など、自分の体が悪くなってこれを使うのであればできると思うのですが、そこま
でいかないけれども交通手段を持たないような交通弱者、それに対しては通院に関す
る補助がないという状況が生じてくると思うのです。それに対してはいかがでしょう。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 4番目のタクシー利用料助成ということでよろしいで
しょうか。こちらにつきましては、現状を申し上げますと、事業自体はこのような形
で設けてあるのですが、平成29年、30年度と、利用者がいないといった状況にあ
ります。受給資格者についても、ここでは申しわけないのですが、定めがあって、利
用される方がいろいろ限られてくるという中で、こちらの事業があるにもかかわらず
使われていないということは、どこか使い勝手が悪いということだと思われまので、
こちらについても事業の状況を分析しながら今後に向けてつなげていきたいと思っ
ております。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） そうすると、28年までは使っている方がおられたというこ
とですか。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） そこまでのデータを確認してなくて、申しわけあり
ません。29、30年度については利用者がなかったということでございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） そうしますと、重度身体障がい者（児）のタクシーの利用の
助成については、今のところないということですが、理解はしますが、障害者手帳を有して
いなくて、日常生活のほとんどをベッドまたは車いすで過ごす方というのはいらっし
やるわけですか。そういう方たちからの要望等を集めるということはされていますか。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） その部分については確認していないものですから、
今後課内でそういったご意見を頂戴したということで、共有していきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） ぜひともそうしていただきたいと思うわけでございます。条
件が結構厳しいかなというのもあります。これはある市のこういう助成の内容なので
すが、重度障がい者（児）以外にも高齢者というものも一緒に要綱としてつくってい
るところが実際にあります。

そうしますと、そういう方たち、先ほど私、3番目のところで医療機関の通院ということで質問させていただいた中に、実際にご家族がないから運転できない、自分が運転免許証がない、老々世帯で自動車以外何もないと。そういう方たちの、交通弱者もその中にある程度網羅できると、そのように考えてしまうわけなのです。

それで、特に寝台車に対する寝たきりの方、寝台タクシーを頼むと結構な金額がするわけです。そうしたときに、実際の障がい者（児）の利用料金、これは1回500円でございますよね。それで、それは複数枚使うことはできないと。そういう条項があります。では、寝台タクシーを使わなくては行けないと。先ほどの2社の中に寝台タクシーがあるからどうぞと行って使ったとすると、その寝台タクシーのお金も500円ということになってしまうわけですよ。そうすると、そこら辺をもう少し、利用者に対して優しく考えることもしていただきたいと、そういうふうにするわけですから、それについてはいかがでしょう。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 障がいをお抱えの方、いろいろなケースがあるかと思えます。高齢者についても、今お話があったようなケースということで、多岐にわたると思うのですね。確かに、どうやって対応できるかという、現行のサービスを利用していただくというのが一番なのですが、なかなか利用が進んでいないということもありますので、そういったいろいろなケースがあるというふうに、今、お聞きしていますので、今後の対応を考えていきたいということをお願いしたいと思えます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） ぜひともそこら辺は、委員会まではいかなくても結構ですので、考えていただきたいと思えます。高齢者による痛ましい交通事故が続いている昨今でございます。自動車以外の運転手段を持たない交通弱者の増加というのは確実にして、これは問題になってくると思えます。

運転免許証の自主返納も1つの方法であり、手段であると思えますが、自主返納にはメリットと同じぐらいのデメリットというのは必ずあると。それもわかっていたら、村民が安心して生活できるような様々な施策を構築してもらいたいと。それで高齢者や障がい者など、交通弱者に優しい村政を創設していただきたいと、そのように思ひまして、1番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） 小出敏弘議員、1番目の質問についてはよろしいですか。

小出敏裕議員の質問の途中ではありますが、質問事項2に入る前に休憩をいたしま

す。

それでは、午後1時まで休憩いたします。

休憩。

(午前 1 1 時 5 3 分)

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、ただいまから本会議を再開します。

(午後 1 時 0 0 分)

○議長（三澤一男君） 休憩前に引き続き、小出敏裕議員の質問を行います。

質問事項2「個人情報の収集及び取り扱いについて」を質問してください。

小出敏裕議員。

(1 1 番 小出敏裕君 登壇)

○ 1 1 番（小出敏裕君） それでは、2番目の質問をこれから行いたいと思います。

個人情報保護法が交付されてから久しく経っております。本村においても、山形村個人情報保護条例が平成14年1月1日より施行され、条例の改正を経て、現在に至っている状況でございます。その間に、個人情報保護のもとに、いわゆる過剰反応というものが生じていることも周知の事実であります。そこで、次の点について質問いたします。

1番目としましては、個人情報の大量の閲覧を村の窓口で行った場合にどのような対応をしているのかということをお尋ねしたいと思います。

2番目として、個人情報に関する過剰反応について、村長のお考えをお示しいたきたいと思っております。

3番目として、平成25年に災害対策基本法が改正されました。避難行動要支援者の名簿作成が義務化されておまして、関係部署間の情報共有が可能となっているのが現状であります。要介護者、障がい者及び高齢者世帯の情報をどのように村としては把握しているのか。また、それらの情報をどのように保護しているのかというのを教えていただきたいと思います。

最後の4番目でございますが、後期高齢者医療被保険者証に限らず、国民健康被保険者証も郵送されてきているのが現状です。これはある意味で非常に重要な個人情報だと認識しておりますが、郵送以外の方法のお考えはあるのかどうか。

以上、4点についてお尋ねいたします。お願いいたします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項2番目であります「個人情報の収集及び取り扱いについて」にお答えをいたします。

1番目のご質問の「個人情報の大量閲覧に際しての窓口の対応」についてであります。住民基本台帳法や村の条例及び公職選挙法に基づき、住民基本台帳や選挙人名簿を閲覧用台帳により情報提供を行っています。

2番目のご質問の「個人情報の過剰反応」についてであります。個人情報保護法が交付され、個人情報の保護に対する意識が高まってきております。その一方で、必要な情報が提供されず、名簿を作成できなかったということも生じております。個人情報の取り扱いに対する意識が非常に高まった結果、個人情報を保護する側面が必要以上に強調されているところはあると感じております。個人情報保護法の趣旨に沿って、個人情報の利用・提供をしていくことが大切だと思っております。情報の保護と、またその情報の利用、その調和がこれからの課題だと思っております。

3番目のご質問の「避難行動要支援者の作成に当たり、名簿対象者をどのように把握しているか。また、それらの情報をどのように保護しているか」についてであります。災害時避難行動要支援者の対象者を住民基本台帳から抽出し、対象者に山形村災害時避難行動要支援者名簿への登録申請及び同意書をお送りし、提出いただいた方を名簿に登録しております。この名簿は、保健福祉課で取りまとめ、区長さんや連絡長、民生児童委員、消防分団長、消防主任に情報提供しております。

名簿の取り扱いにつきましては、個人情報の部類でも最も慎重に取り扱うべき情報ですので、情報提供者には最新の注意を払っていただくようお願いをしております。また、名簿更新時後の古い名簿の取り扱いについては、防災訓練打ち合わせ会議のときに最新の名簿と取り換え、古い名簿は保健福祉課で処分をしております。

4番目のご質問の「郵送以外の方法は」ということではありますが、健康保険証の交付については効率の面から、また経費の面ということもあり、現在の郵送による交付を行っておりますし、これが現実的でよい方法だというふうに思っております。不都合な点もあるとは思いますが、どこの自治体も同様の扱いをしておりますので、ご理解をいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 1番目の質問ですが、個人情報の台帳等の閲覧等に関して、閲覧室等で行うということはわかったのですが、では、例えば窓口でそういう希望をした方が来たときに、その方たちの身分の証明等については取っているのかどうかお聞かせいただけますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 手続の詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（三澤一男君） 中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 住民基本台帳の閲覧に関しましては、事前に申請とか請求をいただくような形になっておりまして、それを事前に確認した上で、基本的にはうちの場合には役場の庁舎に来ていただいて、目の届くところで閲覧をしていただくというスタイルをとっております。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 窓口でそういう問い合わせをしていただくということは十分理解できるところでございますが、それでは一番最初に申請があったら、それを受け付けたところで、その管理体制が一番重要だと思うのですが、各実施機関、例えば住民課だったら住民課、村長だったら村長ということになりますが、その責任者は特に置いていないのですか。置いてあるかどうか教えてください。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 例えば公職選挙法上に基づく正規台帳などの場合でございますが、こういったものは申請があれば場所と時間を決めて、その時間に、職員の目の届くという言い方も変なのですが、そういう立ち合いのできる時間を定めて閲覧をしていただいているということでありまして、特にその閲覧に関する責任者というものを別に定めているわけではございません。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） そうしますと、個人情報を閲覧または個人情報を保護する上で、誰がその管理者たるかということ、また、その方が実際に研修等に行かれているのかどうか。やはり研修というのは必要なことだと思うのですが、その辺はいかがでございましょう。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

- 総務課長（上條憲治君） 個人情報保護法に限らず、特定個人情報の関係等の研修は、定期的に職員は受けております。
- 議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。
- 11番（小出敏裕君） そうしますと、内部異動があった場合にタイムラグが生じると思うのですが、そのときに前任者と研修に行かれた方等からこの次の研修に行かれる方に、その内容だとか情報というのは伝えられているのですか。
- 議長（三澤一男君） 上條総務課長。
- 総務課長（上條憲治君） 異動があった場合につきましては、業務の引き継ぎがなされますので、その中で個人情報保護法等の関係についても合わせて法の趣旨等について引き継ぎがなされるという形になろうかと思えます。
- 議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。
- 11番（小出敏裕君） 村の中に個人情報というのはたくさん詰まっているわけで、それを守っていくということ、これは非常に思い責務を担っているわけなので、これから村の職員の方はそれについて重々に認識をした上で業務に当たっていただければと思うわけです。
- 2番目の個人情報の過剰反応についてですが、これは先ほど村長から言われました、様々な状況、様々なものがそれに当たるわけです。一番害がないと言うと申しわけないのですが、軽いものという表現をさせてもらいますが、例えば名簿ですね。名簿に関してありますし、それからもっと重いものであれば、村の中の様々な情報を共有する、各部署で共有すること自身も、それは実際には過剰反応ということで、それを共有しないよということであれば過剰反応ということになってしまうのですが、村の中ではそういう情報というのは確実に共有されているのかどうか教えてください。
- 議長（三澤一男君） 本庄村長。
- 村長（本庄利昭君） 情報というのはそれぞれの課の中で大体共有していて、よその課との情報の共有というのはあまり例がないわけですが、例えば子育て支援課の関係ですと、子育て支援の対象のお子さんについてはそれぞれ違う課との情報提供ということはお互いの課で話をして、言ってみれば情報共有をしないと仕事になりませんので、そういったことを行っているのが現実であります。
- 補足があれば子育て支援課長のほうで。
- 議長（三澤一男君） 百瀬子育て支援課長。
- 子育て支援課長（百瀬尚代君） 今、村長が申しあげましたように、子育て支援に関

する情報共有については、要保護児童対策地域協議会の中で規定している事項につきまして、それぞれの担当者で共有するような形にしております。それについては、情報については守秘義務、保管場所についてはそれぞれ設置してある鍵のかかるところで保管という形になっております。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 個人情報は何れひとつとっても、ただの個人情報だと言われれば確かに個人情報ということに変わりはないのですが、社会生活を送る上で、必要不可欠な個人情報というのは確かにございます。そのときに、これはある程度は過剰反応ではなくて共有されてしかるべきだと私は思うのですけれども、全ての過剰反応をノーと言ってしまいますと、窮屈な社会になってこれ以上進まない、満足な社会生活を送れないのではないかという懸念もあります。

個人情報、個人情報ということが非常に今、巷で叫ばれているのですが、これは個人情報で共有してもいいよとか、そういうものを村として村民に情報を流すと。村民にこれは違うのですよというような、そういうことを周知させるというものはございますでしょうか。村長、お答えできますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 結局、個人情報保護法でありますので、当然、個人情報を守るという立場の法律であります。それと今、個人というものが、個人個人の人権といったものが地域であったり団体の利益というものと比べた場合、やはり個人の利益のほうをどうしても重く考える風潮といたしますか、そういった流れでありますので、村から他人の情報を流すということは原則的にはあり得ないと思っております。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） そういうことだと、例えば村の中で皆さんが共有するような個人情報、これは先ほど村長のお話の中で、同意書がありますよと。これはあれでしたっけ、中川さんのほうでしたか。同意書をとっておりますというお話があったのですが、我々一人として、同意書をとりますよというのは、言われたことも何ともないのですが、それについてはいかがでしょう。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 先ほどの同意というのは、災害の要支援者の部分の話で申し上げた同意であります。それ以外の方で、そういったものを出すことはございません。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

- 11番（小出敏裕君）　そうしますと、山形村の個人情報条例の中に、個人情報を外部に出しますよと。それについては個人の同意も必要ですよという文言が見えるのですが、それは実際に、一般的な例えば生年月日どうのこうのという以外の情報を出す場合と解釈してよろしいのでしょうか。
- 議長（三澤一男君）　本庄村長。
- 村長（本庄利昭君）　例えばいろいろな申請であったり、補助金であったり、他の町村との連絡事項であったり、そういったときに本人の同意を得てそれをそういった機関へお知らせすると。そういったときに情報提供の確認をとると。そういった手続をとっているということでございます。
- 議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。
- 11番（小出敏裕君）　そうしますと、利用目的以外の個人情報をとということで考えてよろしいですね。
- 議長（三澤一男君）　本庄村長。
- 村長（本庄利昭君）　その個人情報を提供してもいいですかという了解をいただく目的というのでしょうか、それはあくまで行政の仕事の中の一環として、その情報を提供する場合に限られていることで、それ以外の情報提供をするということは、役場の本来の公務ではないですから、それはありえないということだと思います。
- 議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。
- 11番（小出敏裕君）　そうすると、実際に村としては、守秘義務は十分にされているということでしょうか。
- 議長（三澤一男君）　本庄村長。
- 村長（本庄利昭君）　村としては、条例などに従って公務を遂行していく上で必要な場合に情報を提供していいですかという確認をとって行くと。それ以外の場合というのは、全くないかどうかはわかりませんが、もしそういうことがあればそれはまたその都度対応するのですが、想定されるのはそれ以外には普通はないということだと思います。
- 議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。
- 11番（小出敏裕君）　個人情報についての村の考え方はわかりました。災害のときの被害行動要支援者の名簿作成についてですが、先ほどのお話の中では住民基本台帳から情報を抜き出してというか、収集して、個人の同意書のもとに、例えば地域の必要なところに提供していると。そういうふうに解釈をしました。

それでよろしいと思うのですが、ただ、住民基本台帳だけで全ての個人情報というか、要支援者の個人情報は網羅できるのでしょうか。そこを確認したいので、おねがいします。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 先ほどの質問の③の後段に当たるかと思うのですが、要介護者、障がい者の関係をどうしていくのかというところだと思います。今、要介護の方については、3以上という取り決めがございます。ですので、保健福祉課の介護保険担当から該当の方にご案内を差し上げているということになります。障がい者で手帳を取得された方についても窓口で案内させていただいているということがございます。

そのほかに、ひとり暮らし高齢者とか、高齢者世帯の対応ということになるのですが、そちらにつきましては、民生委員さんがいらっしゃいますので、日ごろから声がけ等をしていただいています。その中からご案内をさせていただいているということがございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） これではっきりしたわけですが、先ほどの中の住民基本台帳だけで全てを網羅するというのは、これは無理があると思うのです。要介護認定情報の要介護3以上の者をそこからピックアップするということだと思ったのですが、そうすると、要介護認定情報というか、要介護の認定のときの情報をもとにピックアップしているということよろしいですか。

○議長（三澤一男君） 篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） 要介護認定については、保健福祉課で担当していますので、申請から結果までについてこちらで担当させていただいております。情報についてはこちらのほうで把握できるものですから、例えば3以上ということでもありますので、中には2から3に上がるというケースもありますので、そういう方も含めた中で、ご案内を申し上げているということでもあります。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 大分時間のほうも迫ってきてしまいました。この避難行動の要支援者の名簿は、その後必要なくなった場合については厳重に処理されているということで非常に結構なことだと思います。

最後になってしまいますが、この国民健康保険証の郵送の件ですが、私が調べた中

で、実際に簡易書留でやっているという市町村は長野県の中ではないと思いますが、幾つかの県で調べたときに6割を超えているということも言われています。確かに、村費を使うわけですので、簡易書留でお金がかかるというのはあると思いますが、例えば国民健康保険証が手元に届かないと。それで改めて申請し直すということ。そこから辺も加味すると、やはり簡易書留で郵送してもらったほうが良いような感じがするのですが、先ほどの村長の答弁と違うのですが、もう一度改めて村長のお考えをお聞かせください。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 私も現場の実態がよく理解できていないところもありますので、果たしてどれだけ不都合な面があるかということがよくわかっておりません。またその辺は注意をして、いろいろ不都合な点が生じているようでありましたら、何らかの対策を考えたいと思います。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 不都合が生じるとかではなくて、例えば実際に窓口というか、ポストの中にポンポン入っていくわけですよ。そうしますと、仮に、それを悪い方向に使おうとする人がいたとすれば、それは悪用されるというふうに解釈を私はするのですね。

後期高齢者の場合ですと、75歳以上ですので、例えばそれを持って行って、「私はこういう者です」と言っても、大体そこでオミットされるものだと思うのですけれども、若い、私とかそういう者であれば、同じぐらいの年配の人が行っても「ああ、そうですか」と、身分証明書として使われてしまう懸念もある。そこから辺を加味した上で再考していただきたいと思うのです。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 提言をいただきましたので、またそれぞれ、国保の関係者もございまして、また意見を伺いながら判断をしてまいりたいと思います。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） では、前向きに検討していただけるという回答でよろしいですね。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 前向きというわけではございませんけれども、調べさせていただくということをお願いします。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） そのほかに、健康保険証以外でも様々なものが該当する場合もございます。それは私のほうも把握できていないのですが、個人情報という側面を考慮して、その運用と保護については厳正な管理と運用に取り組んでいただきたいと、そのように思います。

以上を持ちまして、2番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） それでは質問はよろしいですね。

以上で、小出敏裕議員の質問は終了しました。

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位5番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項1「地域コミュニティ活性化推進事業補助金・交付制度の検証」について質問してください。

大月民夫議員。

（7番 大月民夫君 登壇）

○7番（大月民夫君） 議席7番、大月民夫です。村では、区並びに連絡班の地域コミュニティ活動の活性化及び振興を図るため、補助金交付制度が制定されております。本日は、近年の制度活用状況を鑑みながら、交付内容の検証と周知の機会にできたらと思ひ、質問をさせていただきます。

なお、交付要綱の中で、事業内容から個別協議扱いとされております公民館や集会施設の新築に関する事項は質問事項から割愛させていただいておりますので、ご承知おき願います。

それでは初めに、区及び連絡班加入促進事業の交付金につきまして伺います。

近年、とりわけ平成27年から30年の4年間ぐらいの年間交付金総額と件数の推移をお聞かせ願います。

次に、居住地により異なると言われ、転入された皆様にとりましては戸惑いの1つとも言えます区や連絡班への加入金の状況把握ができておりましたら、実態と所見をお聞かせ願います。

交付要綱第3条3項の区加入年月日を「住民基本台帳に記載された住定年月日」と定めた意味合いを伺います。連絡班につきましては加入届け記載日が加入日としてい

るのに対し、区の扱いが異なる点をご説明願えればと思います。

続きまして、連絡班集会施設整備事業交付金につきまして伺います。

この件につきましても、近年の推移をお示し願います。

また、この交付金は、交付対象が施設の新築並びに改修に限定されております。事業費30万円以上としております制約を少し軽減化し、施設内の備品更新も対象にすれば活性化や振興に結びつく機運が高まる可能性を感じます。所見をお聞かせ願えればと思います。

3点目は、ごみ等集積施設整備事業交付金についてになります。これにつきましても、同様に近年の推移をお聞かせ願います。

事業費5万円以上の対象制限の見直しの必要性がないかどうか伺います。要は、もしくはこれまで5万円に満たない軽微な施設備品での交付要望があったのかなかったのか、その辺をお聞かせ願えればと思っております。

最後に、生活道路環境整備事業交付金、いわゆる小型除雪機に要する経費について伺います。この交付金は平成29年度からのスタートですから、まだまだ周知不足の面もあろうかと思われませんが、今日までの交付金額と件数をまずお聞きをいたします。

また、交付対象を区や連絡班以外でも、村長が特に認める者をしてしておりますが、想定される組織、団体など、思い描いている具体例がありましたらお聞かせを願えればと思います。

以上、通告させていただきました内容に基づく質問といたします。よろしく願います。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大月民夫議員の質問にお答えをいたします。

質問事項1「地域コミュニティ活性化推進事業補助金・交付金制度の検証について」のご質問であります。最初の質問の「区及び連絡班加入促進事業」についてであります。

まず、近年の交付金額と件数であります。平成27年度は26件の金額が44万5,000円、平成28年度は25件、31万円、平成29年度は22件、43万3,296円、平成30年度は26件、38万2,000円となっております。

次に「居住地により異なると言われていた加入金の実態と所見」についてであります。

す。加入金につきましては全体調査をしているわけではございませんので細部まで把握はしておりませんが、ここ10年間の補助金の申請状況を見ますと、区の加入金に関しましては高いところで6万円、安いところで1万5,000円であります。連絡班の加入金に関しては年度によってもばらつきがありますが、過去においては20万円を超えるところもありました。集会所の建設費として加入金を徴収するところは加入金が高くなっており、集会所を持っていないところでは加入金ゼロというところもございます。どのような事情で加入金の金額設定をしているかはわかりませんが、新しく山形村に引っ越しをされてきた方々にとっては、高い金額が加入金の場合には大きな壁となっているのは実情であると思われまます。特に、一括払いで支払いが負担になっているようであります。加入者が気持ちよく加入していただくためには、加入金の内容の明確な説明や、分割納付といった方法を検討していただければありがたいと感じております。

次に「交付要綱第3条第3項に定められた加入年月日を住民基本台帳に記載された住定年月日と定めた意味合いは」についてであります。転入をしてきた方が住民登録する際は、住所をもとに行政区を確認することから始まります。住民登録されること、すなわち行政区が確定していることとなりますので、要綱上は住定年月日を区の加入年月日として取り扱っております。

2番目のご質問の「連絡班集会施設整備事業」についてであります。まず「近年の交付金額と件数」であります。平成27年度は3件の65万1,000円、平成28年度は2件の68万円、平成29年度は申請がございませんでした。平成30年度は3件の68万9,000円となっております。

次に、事業費30万円以上を軽減化し、施設内の備品更新も対象にできないかについてであります。一般的に30万円以下の工事は使用劣化によるものが多く、維持管理費として受益者負担をお願いをしてきたところあります。また、備品に関しては、昨年度上竹田におきまして宝くじを原資とした一般コミュニティ助成事業を用いてイスとテーブルを購入しております。備品購入の際は、できるだけ国や県の財源を活用したいと考えておりますので、施設の長寿命化にあたる補助金とは切り離して考えていきたいと考えております。

3番目のご質問の「ごみ等集積施設整備事業」についてであります。

まず「近年の交付金額と件数」であります。平成27年度は申請がございませんでした。平成28年度は1件の10万円、平成29年度も1件の9万6,000円、平成30

年度は申請がございませんでした。

次に「事業費5万円以上の対象制限の見直しの必要性はないか」についてであります。最近のごみ等の集積施設の設置傾向を見ますと、頑丈で管理しやすい高額のものを設置する傾向にあります。事業費の対象制限の見直しは必要ではないと感じております。

4番目のご質問の「生活道路環境整備事業」についてであります。この事業につきましては、平成28年4月1日から始まって以来、今年で4年目となります。近年の交付金額と件数であります。昨年度初めて1件、22万9,000円の補助金を交付しております。

次に「交付対象で、村長特に認める者として想定される組織」であります。NPO法人や共同組合など、約款がしっかりしている組織を想定しております。問い合わせや申し込みの状況によって見直しを図ることも検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 割と細かい数値的な質問をいたしまして、丁寧に答弁いただきましてありがとうございました。

まず、加入金の関係からもうちょっと論議をさせていただきたいと思っております。

大体毎年20件から30件の間ぐらいですか。今の数値を大体1件当たりということで単純割り算しますと大体1件2万円前後、ですから、まさに加入金としたら4～5万円ずつ払っている方が多いのかなという、そんな印象を受けました。

一応加入金の適正化という形でご意見もお聞きはしたいと思うのですが、基本的には各連絡班の自治による決定したことにに関して、行政から連絡班に是正勧告するということはもちろん好ましくないということは、私も重々承知はしております。ただ、縁あって山形村に居を構えられた住民の皆様の受け入れ窓口を担当願われている行政サイドとしましては、居住地ごとで加入金が千差万別というか、こんな現況はできればあまり放置はしたくないというのが実感ではないかなと私は思っております。

ハードルはかなり高いと思っておりますが、自主的な見直しというのですか、そういう流れのきっかけになるようなことというか、そんな方向性をぜひ知恵を出して絞っていただきたい。できれば、私、最後には申し上げたかったのですが、地域コミュニティ検討委員会などでもそんな議論が突破口で広めて村中の議題になる、そんな流

れにしていなければと思います。

今、現況の状況、大体把握している範囲のお話は聞いたのですが、区ではなくて各連絡班の加入金の実情という形で、参考資料ということでお聞きだけしていただきたいのですが、約2年くらい前に実施をある地区でしていただきました。約600世帯を対象にした調査結果なのですが、これが山形村の縮図になるのかどうかというのはあれなのですが、参考にはなると思いますので、ちょっとお聞きをしていただきたいのですが。

調査対象連絡班、約23でした。その中で約30%、3割は加入金は一切不要として、常時無条件でウェルカムですよと回答されております。あと残りのうちの35%、この連絡班は、連絡班の場所にもよるのですが、多年にわたって新たな加入世帯がない立地条件のところが多いようなのですが、そこではやはりケース・バイ・ケース、特に取り決めはしていないと、加入世帯があったときにみんなで協議して決めますよという回答。あと残り35%が加入金を徴収しているということで回答があったわけです。金額的には、2年前の結果ですけれども、安いところで4万円、高いところは10万円、千差万別で、あえて申し上げれば、6万円近辺が多かったという状況です。

この加入金の原点なのですが、今村長もちょっと触れられておっしゃっていたのでちょっと重複する面もあるのですが、過去に集会施設を建設したり、修繕したときに、連絡班各世帯で基本的には均等に資金を拠出しながら事業を行った。それが、みんな原点になっているみたいです。そういった経緯から、その後に連絡班に加入した世帯の皆さんから幾ばくかの負担を加入金としてお願いしてきた、そういう経緯のようでもあります。要は、その当時から時間はもうむちゃくちゃ経過してしまっているわけです。短いところで15年とか20年とかそんな話なのですが、中には特に今若い世帯に嫌われていくのですけれども、そんな皆さんからは「もうこんな加入金制度はやめましょう」ということが声はかなり上がっているやに聞いております。

でも、もう1つ問題は、この10年、15年の間に、後から入ってきた人からその加入金をいただいているという、そんなことで、やめるにおいても平等性の意味からどこでとりやめたらいいか、その線引きのタイミングが難しい、そんな悩みも発せられているようです。

そんなことで、長い話をしていけませんけれども、何らかの形でメスを入れていくというか、村主導でやるというやり方ももしかしたらあまり好ましくないのですけれども、今コミュニティ検討委員会、いろいろな提言もいただいております。先

月の広報には、こういった支援制度の拡充をというような、そんな提言もあるやに聞いておりますけれども、その辺でちょっと集中的にこの議論をもう一遍投げかけてみる、そんな方向性については、所見をお聞かせ願えればと思います。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 大月議員の今のご意見の中にもございましたけれども、性格が自治組織にかかわることで、片方では民主的なのということがあるわけがございますので、行政からというのは筋が違うだろうとは思いますが。

そうは申しまして、行政運営の中で、地域の一番根本になる常会であり、連絡班の話なものですから、少しずつ崩れつつあるものを黙って見ているということも、これもまた行政の立場としてもおかしな話でありますので、どんなにかかわり方ができるかという話と、行政が何をどこまでやって、あとは地域の皆さんにどこまで任せるかという、そのまさしく線引きのところをこれからコミュニティの検討委員会の中でも研究していく課題になってくると思います。

いろいろの意見の中で出てくるのは常会という自治で運営していく組織の部分と、行政が連絡事務機構として定めた連絡班というものと、2つの役割を担っている組織のわかりにくさというところは何回か話の中に出てきているところであります。

ちょっと答弁になりませんが、コミュニティの検討委員会のもと、とにかく足並みをそろえてといいますか、行政も一緒になって考えていく問題だと認識をしております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） ぜひ、お願いをしたいと思います。地域の皆さんは、ある意味ではこの問題は結構迷っていらっしゃるといえるのか、本当に深刻に悩んでいるところもあるやに聞いておりますので、そういう皆さんに背中を押すというのですか、そういうのはぜひやってもらいたい。その仕掛け人をぜひやっていただきたいということで、ぜひ骨折りをいただきたいと思います。

もう1つ、区の加入年月日について、今住民基本台帳に記載された日と定めている、これはこの要綱が決まったときからずっとあるものですから、このこと自体私もちろん間違いなし、今の村長の説明どおりだと思うのですが、山形に来て、その時点ですぐほとんどの方が区に加入していたという時代はもう過去の時代になってしまったのですよね。なかなか敬遠されがちという、そういう実情から判断すると、この要綱の第3条の2項に書いてあるのですけれども、区に加入した後から発生した経費は対

象になりませんよと明記したのですよね。山形に来て、住所を基本台帳にちゃんとしたそのときに、まだ区に入るのを戸惑っているというか、ためらっている皆さん、その皆さんが1年、2年してからこれは入ったほうがいいなという皆さんが、どうもこの要綱に私引っかかってしまうのではないかなという、そんなきらいがあるのです。

連絡班は、ちゃんと連絡班加入届けを提出したその日が加入年月日と、きちんと明記されている、それに対して区が違うという、この違和感が今の実情からどうしても感じ取ってしまうのですけれども、区も加入届けがあるのかどうか、それはわからないのですけれども、その本人が本当に区に入りましようといったときを起点にすべきだと、どうしても私は、現状から見るとそういうふうにしたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、いま一度ちょっとお考えいただけたら。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 交付要綱の文言が役所的といいますか、わかりやすくより実情に沿ったものに変えたほうがいいという面もあると思います。どういう改正ができるかまた研究させてもらいたいと思います。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） お願いをいたします。

連絡班加入届けというのがあるように聞いているのですが、区加入届けというのはあるのですか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 連絡班加入規則というのは、行政では特にはないと思います。

それぞれの常会で、常会に入るための常会の規約、そここのところにそれをうたっていると聞いております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 通告していない質問に入っていない質問に入ってしまったすみません。

それでは、集会施設整備事業交付金についてに話を変えさせていただきます。

今の交付状況は、波はありますけれども、そうはいつでも年に2、3件ぐらいですか、それなりにせっかくの施設です。できれば末永く快適に活用したいというのが、各地域のこういう施設を持っていらっしゃるところの共通の願いだと思います。

そんな中でたまに聞こえてくる話なのですけれども、施設ができて30年とか40年というところも結構ありますよね。そういったところの備品というのが、会議机み

たいなののがかなり老朽化して、重くて、持ち運びもうまくできないので買いかえたいなという要望もあったり、高齢者が集うようになってくると、今、楽に座るような座椅子というのですか、ああいったものを一定程度そろえたいというのが、地域で集まるとそういう話題は出るみたいです。

でも、その施設の使用頻度、昔みたいにしょっちゅう集まらなくなってしまったとか、その回数の頻度の問題とか、それを買うには各世帯、1世帯当たり幾らとか、そういう割り振りでどうしても頓挫してしまっている、そういった実情があるみたいです。

何らかのいい方法がないかなというところで、こういった交付金の内容を見直してきかないかなという、地元からの要望が上がってきたものですから、今回私、取り上げさせていただきました。

村長の説明で、こういったもの、消耗品みたいなものは地元でということ、もしうまくいけば国や県のお金をということ、村のあれはあまり使わない方向だということとはよくわかりますけれど、コミュニティの活性化という意味では、こういったものに対応できるような村の方向性を出せば、今地元の皆さんというのは何とかこのコミュニティが薄れるのを食いとめようと思って必死でいろいろ知恵を出して、苦労してやっていますので、そういったフォローになるということで、できればこの備品などをもし更新する場合にはこういった制度がある。ただ、国や県のあれも常時あるわけではないと思いますから、この辺というのは、この交付金をもう少し、今、この交付金が多分30%補助になっているので、こういう備品に関しては、例えばもうちょっとパーセンテージを落としても、20%でもいいと思うのですけれども、そういった別扱いのメニューをそろえるというような、そういう検討もしてみる価値はあると思うのですけれども、いかがでしょうね。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） そういった地域の実情といたしますか、そういった話を伺いましたので、そういったこともコミュニティ検討委員会の中でまた話題にさせていただければと思いますので、私からまた委員会へこういった話がありますということで情報提供いたしまして、議題として上げてもらえるかどうか、またその辺は調整していきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） よろしくお願いたします。

ごみ集積施設に関しても、現状お聞きした限りでは、大型の頑丈なものをつくるのが対象になっているという感じがいたします。経費の約半分を見てもらうということで、内容的にはこれもそのとおりでと思うのですけれども。

ただ、今何も設備がないというか、何もしていないところが結構ありますよね。そういうところで、鳥獣の問題で何とかしなければいけないという話もあるのです。鳥獣よけでネットとか、そんな高いものではないかもしれないのですけれども、少なくとも5万円はしないのですよね。それは地元でという形になろうかと思うのですけれども、これについても先ほどの集会施設と同じで、50%とは言いませんけれども、これもせいぜい20%でもいいのですけれども、5万円以下のもそういう装備品に関しても若干補助しますよというような動きも生み出すような検討も同時にお願いたしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 基本的にこの現在の補助金を使って整備していただくということになろうかと思いますが、先ほど村長が申しあげました施設の関係と同様に、これについてもコミュニティ検討委員会において、こちらから議題提供、議案を送って、検討していただければと考えております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） よろしく申し上げます。

最後の小型除雪機に関してなのですけれども、これまで本当に、近年割と個人で所持になられる方がめちゃくちゃ増えていますよね。その皆さんが、結構自分の敷地だけではなくて、いろいろな広域的にやっていただいているという、それには本当に敬意を表したいと思っております。

今シーズンというか、この冬はあまり降らなかったのであれなのですけれども、本当に大雪のときには非常に助かるというか、皆さん、除雪機を持っている方が頑張っていて。

この制度も設立して1件だけということで、個人と公的なのというか、そのすみ分けが非常に難しいもので、そこらをどうするか。村長はNPOとか共同組合と言われたのですが、ちょっとまだ公で、ぼけているというか、なかなかわかりづらい点があります。

1つだけ、この件についてはまさにニーズに任せるしかないと思うのですけれども、例えばの話なのですけれども、今除雪路線があるのですけれども、道路事情でもう除

雪車が入れないような道路があるのですよね、何か所かあると思うのですが。その沿線の皆さんで何件かが共同してというのは、もしそういう発案があれば対象になるのか、その可能性だけ、通告なしで申しわけないのですけれども、ちょっとお教えいただければと。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今の除雪車の話もそうなのでありますけれども、やっぱりこういった補助の基本的な考え方というのは、自助と共助、公助の間の共助という部分でどういった、地域の皆さんが地域の力を発揮できるかというところでありますので、今、議員のご指摘にありました、除雪路線以外で生活道路に困っているところが実際にあってという場合、また具体的にそういった話がございましたら、担当課のほうへまた相談をしていただければ、取り上げさせていただいて検討したいと思います。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） いろいろとありがとうございます。コミュニティ活性化に結びつくような、こういう交付制度も時代時代に合わせてタイムリーに中身も少しずつ変えていくという、その必要性もあろうかと思えます。むやみやたらにしょっちゅう変えるという意味ではなくて。

そういったことで、行政のバックアップがあることによってコミュニティがもっと活力がつくという、そういったことで住民ニーズをしっかりと見きわめていただくというか、いろいろな意見を聞くということで今後も努力いただきたいという願いをしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） 質問事項1についてはよろしいですね。

○7番（大月民夫君） はい。

○議長（三澤一男君） 次に質問事項2「防犯灯及び公園管理に関わる区と行政の職務分担」を質問してください。

大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） それでは続きまして、村内防犯灯の完全LED化に向けた工事が2019年度事業として進められております。また、公園・緑地の維持管理は、地域住民の皆さんから参画をいただきながら、環境整備が図られております。「協働の村づくり」促進の意味でも、区と行政の職務分担の今後の展望を中心にお伺いをしたいと思います。

初めに、防犯灯の完全LED化事業完了後の維持管理につきまして、何点か伺いま

す。

まずは、昨年度約50万円、本年度88万円の予算計上をして、2年計画で進めておられる防犯灯管理台帳整備の中身と、今後の活用方法をお聞かせ願います。

次に、現状区が行っております、防犯灯の修理箇所の情報収集、修理依頼、さらには修理費用支払いの、今後の取り扱いについてのお考えを伺います。

また、防犯灯の新設や移設、あるいは撤去等の地域要望が今後発生したときの手法について、現状の地域づくり要望方式でよろしいのか伺います。

さらには、今後の展望としまして、区と行政の職務分担を盛り込みました、仮称ですが「防犯灯維持管理推進要綱」制定のお考えはありますかお聞かせを願います。

続きまして、「公園・緑地帯管理の展望」につきまして伺います。

現在区に管理委託している公園施設の数、並びに名称をお聞かせ願います。

次に、公園管理の交付金総額予算が前年度の約4分の1に減額されましたが、管理委託内容に変化が生じましたか。変化がありましたら、概要と要因をお聞きします。

最後に、区が管理しております公園内で発生する電気料金は、これまで区が支払っております。今後の展望として見直しの検討をいただけるのか、伺いたいと思います。

以上、通告内容の質問といたします。よろしく願います。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項の2番目であります「防犯灯及び公園管理に係る区と行政の職務分担」のご質問にお答えをいたします。

1つ目の質問であります「防犯灯の完全LED化後の維持管理」についてですが、初めにございました防犯灯管理台帳整備の中身と活用方法についてですが、防犯灯管理台帳整備の中身としましては、設置位置・灯具の種類・電柱番号・写真等の防犯灯の設置情報が登録されたものでございます。次に活用方法ですが、今後防犯灯の増減等が発生した際に随時更新をすることで防犯灯情報を管理できるほか、防犯灯の現況の把握により故障箇所等の特定が迅速に行えます。また、防犯灯村内全灯LED化の際は、防犯灯情報を施工業者へ提供し、防犯灯の施工箇所の迅速な特定等、施工の効率化に活用をしております。

次に、現状で区が行っている修理箇所の情報収集、修理依頼、修理費用の支払いの今後の取り扱いについてですが、本年度、村内各所の防犯灯のLED化を行う

べく準備を進めております。現状で防犯灯の球切れについては、球の交換費用を区に負担をしていただいておりますが、LED化が全て完了した場合には、球のみの交換が不可能となりますので、不点灯すなわち故障という判断となります。村内全域の全ての点灯状況を村だけで管理することは難しいことから、不点灯等の不具合の情報については、従来どおり各区から村へお知らせをいただき、村で修繕の手配、修繕料の支払いを行っていくと考えております。

次に、LED化後の防犯灯の新設・移設・撤去等の地域要望が今後発生したときの方法についてであります。従来と同じく各地区からの要望については、地域づくりの実施計画に挙げていただき、村内全体の状況を加味した中で、必要に応じ各区や防犯協会内で検討をし、対応したいと考えております。

次に、区と行政の職務分担を盛り込んだ（仮称）「防犯灯維持管理推進要綱」制定の考えはあるかについてであります。今まで区で負担をしていただいた防犯灯の電気使用料は、昨年度の4月から村で支払うように変わっております。今後は、修繕費の費用についても村の負担になることが考えられ、維持管理については村で原則的に行うという見込みであります。要綱を制定することは現段階では考えておりません。

2番目のご質問の「公園緑地管理の展望」についてであります。現在区へ管理をお願いしている公園施設数と名称についてですが、全部で9つあります。上大池区が「上大池運動公園」「淀の内公園」、中大池区が「で愛のプラザ」、小坂区が「小坂運動公園」、下大池区が「下大池運動公園」「西沖公園」、上竹田区が「上竹田運動公園」、下竹田区が「下竹田運動公園」「下竹田ふれ愛公園」であります。

続いて「公園管理の交付金が前年度から4分の1に減額しているが、管理委託内容に変化があったか」ということですが、各区への公園管理交付金については、区からの要望として事務の煩雑を改善するため交付金をまとめてほしいとの要望がありまして、今年度から村では区へ交付金を一本化して支出しているところであります。村として公園管理委託料にかかわる経費の予算額には、変更はございません。

次に「区が管理し、料金を支払っている公園内で発生する電気料金の今後の展望について」のご質問でございますが、電気料金につきましては、区へ公園管理交付金として毎年交付をしております。今年度は交付金の名称が変わっておりますが、昨年度と同様に交付金として支払いをさせていただいております。公園管理にかかわる経費につきましては、来年度以降もこの交付金で対応をしていただきたいと思います。

区民の皆さんの憩いの場、運動する場として地域には欠かすことができない場所であるため、引き続き公園の維持管理に関することは区にお願いをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） おおむね、まだちょっと不明な点が今の説明でほぼわかりました。ありがとうございました。

再質問に入ります前に、一応今年度事業のLED化設置工事、これは徐々にではなくて、どこかで集中的にぱっとやられるのかなと推測はしているのですが、まず1点、間違いなく年度内には完了するのでしょうか。大体いつぐらいにやられるのか、その辺もし具体化しておりましたら、お聞かせをいただけますか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 村内全部のLED化の予定であります。単独柱の建てかえを6月ぐらいから始めまして、移設等を含めて防犯灯のLED化、800灯を超えますが、それを10月ごろに行いたいと考えております。単独柱の撤去等がありますので、最終的には今年度内という見込みの計画でおります。

以上です。

○議長（三澤一男君） 大月議員。

○7番（大月民夫君） スケジュール、わかりました。

今、各地区でまた今年度の地域づくり云々という、今議題で連絡班長さん、またいろいろ住民の意見を聞いている最中なのではございますが、今年度中にLED化するよという話、意外とまだ知られていないのですよね。例年どおりここに防犯灯が欲しいとか、ここだというような意見がいまだにいっぱい出てきているものですから、昨年、本当は各連絡班の代表の方が立ち会ってもらって、ここにあれすればという照度範囲というのですか、あの辺を見きわめてやろうという話もあったのですが、あれをやめて、区の三役さん立ち合いのもとにとやられたと思うのですが、設置箇所というのは全部決まっていると思うのですが、その辺の情報提供はやったほうがいいような、もしやっていて、私が気がつかなければいけないのですが、まだ住民の皆さん、これからどうなるというか、ここが暗いとか、そういう話題が出てくるというのは、まだ周知が不足かなと思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 区長会等もありますので、そういったところで、住民の皆さんへの周知を含めてやっていきたいと思います。皆さんの協力がなければできない事業ではありますので、もっと周知を徹底してやっていきたいと考えます。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） よろしく願いいたします。

そんなことで、不具合の情報発信は来年度からも各地域の連絡班長さん中心に、そういう情報発信はしていただくということで、それ以外の分野は全部村でやっていただけるという、過渡期の問題があるもので、その辺もしっかり区長さん中心にきちんと話を同時に詰めておいていただきたいという要望をしておきます。

あと、防犯灯の移設・新設あるいは撤去、この辺も今後の村の宅地造成とかあの辺でどんな状況になるか、いろいろ新しい要望も出ると思いますので、今までどおりという形でよろしいということで解釈をさせていただきます。

あと、要綱は必要ないとうことで、ある意味では地域にお願いするのは情報提供だけですから、あとは村でやりますからいいですよと言えばそのとおりかと思えますけれども、その辺の周知徹底というか、新年度、2020年度からこうなりますよという情報発信を執拗にやっていただければ、それでいいかなと思います。

公園管理のところに入りますけれども、区の交付金の件、ちょっと私も新年度予算のときにおおむねは聞いたのですけれどもしっかり私の解釈不足で、去年の4分の1になったなどという失礼なことを言ってしまった点、おわびを申し上げます。そうはいつでも、公園管理の交付金として今年度10万円計上したのですが、これはどんな用途というか、どういう分野にお使いになられるのでしたか。

○議長（三澤一男君） 上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 公園管理費にあります10万円につきましては、なろう原公園の管理費になります。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） わかりました。

公園の各地区に委託している公園の電気料は、交付金を払っているから今までどおり各地区でというお話もあるのですが、どうでしょうか。理屈はそうだと思うのですが、私は街灯費も村になったから、公園も含めて公のものです。管理は区できちんとやっていらっしゃっていただいておりますので、かかる経費、電気料だけなのですけれども、これも即とは言いませぬけれども、そんなにたくさんではないと思

ます。下竹田が、今ふれ愛公園、年間で2万円前後です。この辺は村のほうにという流れをぜひ検討いただきたいと思うのですが、いかがでございますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） そういった意見があるということを知りましたので、また、それぞれの場面がありますので、検討材料にはさせていただきます。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） いろいろ提言めいたことが多くて恐縮だったのですが、いろいろとできるものはぜひ実践いただくという形で、ご検討いただきたいと思えます。

以上で今日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三澤一男君） よろしいですね。

○7番（大月民夫君） はい。

○議長（三澤一男君） 以上で、大月民夫議員の質問は終了しました。

◇ 百 瀬 章 君

○議長（三澤一男君） 次に、質問順位6番、百瀬章議員の質問を行います。

百瀬章議員、質問事項「村長の選挙公報に記した約束事項の進捗状況は」について質問してください。

百瀬章議員。

（8番 百瀬 章君 登壇）

○8番（百瀬 章君） 議席番号8番、百瀬章です。一般質問書の通告書どおりに基きまして、質問いたします。

村長任期半分以上が過ぎました。平成29年2月に臨んだ村長選挙候補者選挙公報において「未来を的確にとらえた村づくり」が挙げられています。文末には「お約束した事項は、1年ごとに検証し、報告」と結ばれていました。そのうち、その中に7つの約束する事項、すなわち達成目標が示されています。1期目の2年以上が過ぎ、動き出したものや見通しが立ってきているものについて、残り任期の間にそれらをどのように進め、4年間でどう変わるという構想をお持ちなのでしょうか。

そこで、それぞれの進捗状況について質問します。

長くなりますが、一括で読まさせていただきます。

まず1番、最初に「未来を的確にとらえた村づくり」とありますが、現状を踏まえた上で、当村の未来にとって最重要課題は何であるとお考えですか。

2番、ここから小項目1番、2番、3番、7番まで出てまいります。約束した事項について質問します。

安心で住みよい村づくりについて。保育料の軽減と多子世帯の負担軽減について、この10月から国の子ども・子育て支援法の改正により、3歳児以上の保育料と条件つきで0から2歳児の保育料が無料になります。しかし、来年度からは村が4分の1の負担をすることになりますが、村長の意図したことに沿っていますか。また、参議院議員選挙同日選で衆議院の解散総選挙の動きを予測する声があるとともに、米中の貿易摩擦の行方が見通せない現在、状況によっては消費増税が延期される可能性が否定できません。その場合、政府の財源の対応によっては地方交付税の減収が考えられます。この点も含めて、考えをお聞きます。

2番目、高校生の交通手段の確保について、高齢者の交通手段の確保についてを一括して伺います。これは、先ほど来、新居議員、小出議員もお伺いしておりますが、違う角度で後ほど質問したいと思しますので、ここでも挙げさせていただきます。

福祉バスの2台体制による効果は上がりましたか。また、塩尻方面への高校生の通学が不便だという声がありますが、どういう施策を検討していますか。まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価シート21ページの協議会意見には「公共交通は村の課題の1つ。引き続き村民に必要な移動手段として検討・研究を重ねてほしい。免許証自主返納や買い物弱者にとってよりよい足となるよう研究・検討してほしい」とありますが、これについてどうお考えですか。

2番、農業と自然が輝く村づくりについて。畑地かんがい施設等の農業基盤の再整備についての現状と見通しは。

山林資源や自然を生かした里山再生について、まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価シート8ページには、協議会意見として、「雨水害被害林の整備に絞った結果、KPIの目標値を達成しているとはいえ山も荒れているので、さらに整備をお願いしたい。区有林も整備してほしい」とありますが、今後整備する計画はありますか。

新規就農者の受け入れ態勢の整備について、利用状況はどうですか。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価シート9ページの協議会意見には「退職後の労働力を活用できるよう、引き続き就農環境の整備を続けてほしい」とありますが、どうお考えですか。

春の砂嵐防止策の施策着手について、どのような方法ですか。どのくらい進んでいますか。

3番、村民が主役の村づくりについて。地域社会（常会など）の時代に合わなくなってきた課題を検討する会議の設置について、村長が理想とする姿はどういったものですか。まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価シート23ページには、協議会意見として「検討委員会をやっても連絡班未加入は難しい。区としても新たな制度を検討していきたいが、引き続き村でも検討・研究してほしい」とあります。これについて村として踏み込んだ施策をつくるお考えはありますか。

小さい声も届く開かれた行政の実施について、どのような方法で実施されましたか。また、実施している場合、人員構成や開催回数、その会議においての課題は何だったでしょうか。

女性の行政や地域組織への参画について、このほど「第4次山形村男女共同参画計画2019年度～2023年度」が示されました。第3次山形村男女共同参画計画の成果と課題に対してどのような評価をし、今後どのようにして第4次計画を村民に周知、啓蒙し、成果が上がるようにしていきますか。

4番、福祉施策として高齢者支援の充実について。高齢者の生きがいつくりの現状と課題は。

介護予防施策の充実について、取り組み状況は。

5番、文化や資源を活用した観光事業について。地域、食、住を生かした観光事業の推進の取り組み状況は。

商工業の先進的な取り組みへの支援について、どういった取り組みに対して、どういう支援をしましたか。

6番、自立財源の確保、効率的な財政運営について。施設の老朽化に備える基金充実は進んでいますか。また、自立財源としてのふるさと納税をふやすため、当村の認知度を上げるための施策はどうお考えですか。

費用対効果を考慮した事業の選択について、直近の効果のみを検証せず、例えば伝承館と図書館の複合施設構想やエポック館の利便性の向上など、将来への投資も必要だと思いますが、どうお考えですか。

7番、村民の要望に応える柔軟な行政組織について。危機管理体制の充実マニュアルの見直しだけでなく避難所開設訓練など実践的な試みが必要だと思われませんが、どうお考えですか。

行政組織の人材育成は、職員のスキル向上によって行政のサービスの質は各段に向上しますので、継続的に進めていくことが必要です。しかし、数年で配置転換があるため、当村の規模から考えてそれぞれの分野でエキスパートを育成することは難しいと思いますが、今後事務処理の主流になるであろうAIに対しての技術習得や危機管理能力の向上についてはある程度長い目で見た人材育成が必要だと思われませんが、どう考えますか。

以上です。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 百瀬章議員の質問にお答えをいたします。

「村長の選挙公報に記した約束事項の進捗状況は」というご質問であります。①にあります「当村の未来にとって最重要課題は何か」ということではあります。まず、大きな課題の1つは村の人口だと思えます。山形村は、昭和50年代から松本のベクトタウンとして人口が増加する村でありました。住民基本台帳の人口で、平成25年の8,844人がピークで、それ以降、減少傾向に転じております。

日本全国が人口減少・少子高齢化の時代を迎え、国・県・市町村がともに連携しながら取り組まなければならない最重要課題であると思えます。

村民の皆さんの価値観も多様化し、生活様式も大きく変化しております。これから迎える超高齢化社会や、変質する地域コミュニティに対応できる新しい地域社会を創造することも行政の重要課題の1つだと思えます。

未来の子どもたちのために、山形村の行政全体に対して、何を残し、どこをどう変えるか、議員の皆様、役員の皆様に初め、村民の皆様から知恵を出していただきながら、協働で取り組まなければならない課題だと認識をしております。

村民の皆さんが、地域や行政運営のさまざまな場面で一役を担っていることに誇りが持てる住みがいのある村をつくるためには、地域のさまざまな課題に、村民の皆さんがみずからの知恵と能力で適切に対応できる地域力・村民力を高めることも重要なことだと考えております。

次に「保育料の軽減と多子世帯の負担軽減」であります。保育料については、現在も村費による多子世帯の負担軽減を行っておりますが、今回の子ども・子育て支援法の改正により、3歳以上児の保育料は全て無料になり、0から2歳児の多子世帯に

についても条件つきで無料になります。子育て世帯にとっては大きな負担軽減になることと思います。

次に「消費増税が延期される場合、政府の財源対応によって交付税の減収が考えられること」についてでありますけれども、消費増税の延期や期間が長期となった場合の影響等を現段階で想定することは困難なことでありますが、仮に消費増税が延期になった場合でも、今年度の交付税に与える影響はあまりないと考えております。村としても10月に消費税が10%になるという前提で予算立てをしておりますし、今後も国の動向を注視しながら、必要な情報を収集し、対応してまいりたいと考えております。

次に「高校生、高齢者の交通手段の確保について」であります。福祉バスについては、平成29年10月23日から2台体制としております。先ほども申し上げましたが、利用者数はほぼ横ばいの状態ですが、増便することにより利便性は上がったことも事実だと考えております。塩尻方面への高校生の通学については、西部地域コミュニティバスで村井駅まで行き、そこからJRに乗りかえて移動することが考えられます。松本市との協議会で運行している路線であるため、全体の運行に対する村としての支出は行っているところですが、個人の運賃に対する助成は現在行っていないという状況であります。今後は、他の公共交通に対する補助についても研究をしなければならない課題だと思っております。

次に「農業と自然が輝く村づくりについて」の1つ目の「畑地かんがい施設等の農業基盤の再整備についての状況の見通しは」という質問でございますが、現在実施しております大池原・東原地区の県営畑総事業においては、平成28年から令和3年度までの6年間で、総事業費10億1,300万円の見込みで実施をしております。

令和元年度は、道路整備のための測量設計業務及び排水路の整備工事を予定しております。その内容につきましては、5月末に連絡長さんを通じて各家庭に回覧をお願いしております。令和3年までにこの事業が順調に終了いたしましても、引き続き唐沢地区の畑灌の更新、畝灌の更新など、村内では農業基盤整備の大型事業がまだまだ見込まれている状態でございます。

次に「山林資源や自然を生かした里山再生について、まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価シートページ8ページに、協議会意見として、雨水被害木の整備に絞った結果、KPIの目標値を達成しているとはいえ山も荒れているので、さらに整備をお願いしたい。区有林も整備してほしいとあるが、整備の計画はあるか」ということで

ございますが、現在は、雨氷害木の整備を最優先で実施しております。財政事情もあり、全ての要望を一度にお応えすることは難しい状況ではありますが、事業の重点化、全体のバランスなどを考慮する中で、里山整備も重要な事業の1つと位置づけのもと、進めてまいりたいと考えております。

次に、新規就農者の受け入れ態勢の整備について、利用状況はどうか。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価シート9ページの協議会の意見には、「退職後の労働力を活用できるよう、引き続き就農環境の整備を続けてほしいとありますがどう考えますか」という質問であります。平成30年の実績では、新規就農者の支援事業として、村からの補助金を2人に支給しております。機械購入補助につきましては、1人の方に支給しております。

以前より、定年就農また新規就農される方には、村単独事業として新規就農者支援に一環で補助金の支給を実施しています。また、本年度から支給対象年齢も45歳から50歳まで引き上げ、就農した際には村から支援を受けやすい環境づくりに努めております。あわせて、新規就農者の機械購入に際して、支給対象年齢も50歳に引き上げをしております。またご活用いただきたいと思います。

「春の砂嵐の防止策、施策の着手についてどのような方法ですか。どのぐらい進んでいますか」というご質問であります。平成29年7月から山形村風食防止対策検討委員会を設置し、風食の発生予察に関する事項、風食防止技術に関する事項、風食防止対策に関する事項、その他風食防止に関する事項を所掌事務として、さまざまなご意見、ご提案をいただきました。その中で、村内の4カ所の圃場でソルゴーを播種し、砂じんの舞い上がりを抑制する試験を実施するとともに、村の気象観測を活用した発生予測を風食注意情報として、村のホームページと告知放送により住民の皆様に周知をすることを実施しております。

次に「村民が主役の村づくり」のご質問であります。自治組織である常会という昔からあった組織に連絡班という組織を重ねて、行政からの伝達連絡機能を担っていただいているわけですが、連絡班も小さいところなど役回りが大変になっている状況で、常会はそのままで連絡班組織を統合したらどうかという提案もしてまいりました。検討委員会のさまざまな提言の中から、交通安全協会の会費も個々に徴収せず、村で一括負担することとし、防犯灯も全額村負担といたしました。負担軽減を図っておりますが、時代の流れといいますか、多様な考えの方が増えてきております中で、一様にはいかないのが現状であります。

また、常会については地域の自治組織でありますので、今後も、検討委員会での協議や村民の皆さんとの意見交換会など、引き続き検討・研究をしてみたいと思います。

次に「小さな声も届く開かれた行政について」であります。各種団体との懇談会や水利組合等の総会、また、農協・商工会との行政懇談会など、定例で行っている会合に出席し、お話を伺っております。また、行政に対する関心が最も低いといわれております若者の声を聞くために、山形村農村青年会議との懇談会・商工会青年部との懇談会なども新たに行っております。また、常日ごろは機会を捉え、村民の皆さんの生の声を聞き、村民目線での行政のあり方を捉えられるよう、村民の皆さんとのキャッチボールを大切にしております。

「女性の行政や地域組織への参画について」の質問であります。地域や家庭では性別による役割の固定化などが根強く残っている部分もありますが、第3次計画の推進により、地区役員への女性登用など、共同参画社会への意識や理解は深まってきていると感じております。第4次の山形村男女共同参画計画は「あらゆる場でともに輝く」を基本目標に掲げ、まず4月に概要版を各家庭に配布をいたしました。今後は、推進委員会を初め、いろいろな立場の皆さんにご意見をいただく機会を設けながら、村民の皆さんとともに計画の推進に努めてまいります。

次に「高齢者の生きがいがづくりの現状と課題は」についてであります。高齢者の生きがいがづくりについては、国が示す地域包括ケアシステムの中において、特に予防や生活支援に重点を置いております。このような中で、退職高齢者が地域の中で役割を持って暮らせるよう、みずからの知恵と経験を生かしながら、地域の支援が必要な高齢者の担い手になっていくことが求められております。それが結果的に、自らの生きがいや健康づくりにもつながることだと考えております。村としては、生活支援・介護予防体制整備事業の一環として、地域の実情に合わせた取り組みを進めているところでございます。現在は、その地域の把握として地区別の調査を行い、担い手に成り得る高齢者が活動できる環境とその仕組みを既存の制度を整備しながら、社会福祉協議会と協議をして進めております。

次に「介護予防策の充実について、取り組み状況は」ということですが、現在村で行っている事業としましては、膝腰元気教室、プラチナクッキング、プラチナ世代の外出応援プラン等があります。また、介護予防普及啓発事業において、健康体操の普及を目的に、YCSでの放送の継続と65歳到達の方へ介護予防啓発パネ

フレットの送付を行い、村で行っている事業の紹介とともに、積極的にかかわられるよう取り組みを行っております。

次に「文化や資源を活用した観光事業についての地域、食、住を生かした観光事業推進の取り組みの状況は」という質問であります。観光事業にかかわる人員として、地域おこし協力隊2名を採用し、活動していただいております。すぐに目に見える成果を残すことは難しいと感じておりますが、まずは山形村を知っていただき、そして、来ていただく、そのような活動から始めることが必要だと考えております。また、観光協会では、観光地域づくりに向けた、やまっち村観光研究会を立ち上げております。今年度から実際の活動に移行していくと聞いておりますので、そちらの活動も期待をしたいと思います。

「商工業の先進的な取り組みへの支援について、こういった取り組みにどのような支援をしているか」という質問でございますが、国が昨年制定した生産性向上特別措置法により、村では中小企業が計画に基づき導入した償却資産の固定資産税を3年間ゼロにする措置を講じております。これまでに村内の3社から申請があり、新たな設備投資を後押しすることから、今後も増加が見込まれております。

「自立財源の確保、効率的な財政運営について、施設の老朽化に備える基金の充実が進んでいるか」ということですが、庁舎等の公共施設、道路・橋梁等のインフラ資産に充てられる「公共施設整備基金」の本年度5月末現在の残高は、9億4,000万円です。今後も、施設の老朽化対策や建てかえ、インフラ資産の整備のために、必要な備えをしていきたいと考えております。

また「自立財源のふるさと納税を増やすため、当村の認知度を上げるための施策は」ということですが、山形村におけるふるさと納税制度は平成20年度から始まっておりますが、返礼品を実施するようになったのは昨年30年4月1日からであります。昨年30年度の寄附件数は166件、寄附額が568万円で、返礼品を実施しなかった前年の平成29年度が寄附件数が14件、寄附額が113万円です。大幅に増加した状況から見れば、山形村の認知度は上がり、関係人口が増えていると考えられます。今後、山形村へのふるさと納税の認知度を上げるための施策として、いかに魅力のある返礼品を取りそろえるかということですが、幸いにも山形村はさまざまな野菜や果物が収穫できます。それを強みに、今後も返礼品を強化していきたいと考えております。

次に「費用対効果を考慮した将来への投資も必要だ」という質問ですが、年

度ごとの費用対効果を検証することは大事なことだと思います。また、ご指摘の将来への投資も必要なことだと思います。先人が築いてきたこの山形村を次の世代へ引き継ぐため、あれもこれもではなく、あれかこれかの選択も必要な時代だと考えております。持続可能な山形村の未来予想図を村民の皆さんの英知も結集して、真剣に研究しなければならない時代だと思います。

次に「村民の要望に応える柔軟な行政組織について」の中の避難所開設訓練についてという件であります。ここ何年かは安否確認に重点を置いて、避難訓練を行ってきております。区長会や防犯訓練反省会等で、安否確認のその後の段階として、避難所開設の訓練も必要ではないかといった意見もいただいております。今年度の防災訓練は、避難所開設訓練を社会福祉協議会の協力を得て行いたいと考えております。区長会や区の自主防災会などの関係機関との調整の上、進めてまいりたいと思います。

次に「行政組織の人材育成は職員のスキルの向上によって」であります。小さな行政組織でありますので、専門家を育てることは、議員ご指摘のとおりなかなか難しいことであると思います。また、1人だけ専門家がいればよいということでもありませんので、なかなか困難な問題だと思われま

す。AIなどの活用については、役場職員はアイデアや方向性を提案し、技術的なものについては、委託等の方法で先端技術の専門家と連携することが現実的な方法だと考えております。今後、長野県のスマート県庁への取り組みとあわせ重要課題になってまいりますので、県や他の市町村の動向を見ながら対応をしてまいりたいと考えております。

また、危機管理については専門家の育成も当然大事なことでありますが、役場職員が共通の認識を持ってさまざまな危機に対応しなければなりませんので、役場全体の研修、研究も行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） では、①の、私も同じ意見であります。人口をいかに減らさないようにするか、減っていくのは山形村の人口統計でも明らかでございますが、これに対して具体的に。先ほどの保育園の無料化、これは国のやる法律でございますが、それ以外にもう少し子育てに重点を置く、こういったことはほかに考えておられますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 子育て支援以外ということでもよろしいですかね。子育て支援で

すか。

○8番（百瀬 章君） 保育園の無料化以外で、小学生も含めて、子どもというのは18歳までを指しますので、そちらの支援について、保育園以外のことでどういったことを考えていますかということです。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 子育て支援については、人口減少を防ぐという施策の中で、住みよい村づくり、住みよい地域づくりということも当然重要な問題でありますので、山形村で子育てがしやすい環境をつくるというのが、強いては人口減少対策になるという考えのもと、去年は病後児保育、それから産後ケア事業であったり、それは子育て支援課で担当していただいております。

また、学校の関係では少人数学級の取り組み、そういったものもございますし、これは主には教育委員会関係の中で子育て支援策、一体となっていくという方針でおります。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 人口維持は、とにかく社会増、自然増、これしかないわけでありまして、ただいま子育てのほうで非常に住みやすい村を目指していただけるという返答をもらいましたが。社会増に対して、要するに、ほかから移住、定住を山形村に促すと、こういったことに関してはどういうふうこれからお考えですか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） まず、社会増の関係でありますけれども、今、これはまだ具体的にどうこうという方針が決まっているわけではございませんけれども、山形村の土地利用計画をどうするかという、その見直しの時期を迎えておりますので、それにあわせて山形村がこれからどういった村づくりをしていくか、その基本となるものでございますので、その研究を今年始めることとしております。まだ具体的に、どこがどうなるかという話にはなりませんし、土地利用の場合はいろいろ利害も絡む話なものですから、ある程度煮詰まった段階でということになると思いますので、当分先になるわけでございますけれども、土地利用計画、また、工場誘致であったり、そういったものを含めた中で総合的に考えていきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 人口を緩やかに減っていくようにする、もう増えるのはあまり

望めないということの中で、その辺が一番村の基本的な政策の中心になってくると思っていますので、不断の努力をお願いしたいと思います。

続きまして、保育料の軽減に対しての消費増税の判断であります。これはまたここにも書いてありますとおり、米中の貿易摩擦、この行方が非常に不安定だと思えます。それから、衆議院の解散風も微風ではあるが吹いている。そういったことを考えますと、安倍首相はリーマンショック級の経済変動がない限りは上げますと言っていました。裏を返せば、これがリーマンショック級の経済変動ですよと言えれば上げないということでもありますので、その辺、村の予算、今回補正予算等々10%で算定をされておられますが、子ども・子育て支援法によって保育料が無料になる、その分来年は今回上がらなければどうしても交付税の配分が減ってくるのではないかと思いますので、検討していただきたいと思えます。

次の、高校生・高齢者の交通手段について、これは前に、新居議員、小出議員が聞いていますので、1点に絞ってお伺いしたいと思います。

先ほど高齢者の交通事故に関して、小出議員から、アクセルの踏み間違いによって加速してしまう事故を防止する装置、これが数万円だと思いますが、これに対して申請があった場合補助をするというような制度をお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今現在は、そのような検討というか、話題にもまだならないという現状でありますけれども、これからまたそういった話題が出てきた場合には検討しなければならないと考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） ある車のディーラーさんでお伺いしたところ、新車の70%以上が今衝突被害軽減装置、いわゆるセンサーなりカメラがついたものが主流であると、軽トラックにもつきましたということでもあります。これは、今現在乗っている車にも後からつけられる、アクセルを踏んでもゆっくりしか出ていかないという、いわゆるブレーキと踏み間違えてアクセルは100%踏んでしまうわけですが、それに対してもう少し、新聞報道やテレビ報道でされていますが、こういったものがありますよという積極的なゆくゆくはアピールをしていただいて、とにかく村民の命を守ると、ここを中心に、今までこの周辺では、そういったことによる不幸な事故は起こっておりませんが、現在、村には6,367人の免許保有者がおりまして、教えていただいた結果、65歳以上は1,774人、いわゆる免許保持者の約30%が65歳以上

であると。今はまだ運転できると私たちも考えているその感覚が、5年、10年でどんどん劣化していき、連日報道されているような踏み間違いであろうと思われる事故がたくさん起きていると、これを少しでも減らすために、ぜひ前向きに研究して、検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） させていただきます。以上です。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） では、畑地灌漑施設等の農業基盤の再整備、これは県が主に主体になってやることでありましょうから、ぜひ村のほうからもアピールをして、早急に終わるように。できれば、この後出てくる新規就農者の受け入れに対しての農業基盤が整備されるようにしてほしいと思います。

山林資源についてお伺いします。本年度から、森林経営管理法が改正されました。整備する人がいない私有林を市町村が管理する森林バンクが開始されました。まだ本格的な運用には至っていないようですが、市町村が一旦借り受け、集約して意欲ある事業者に貸し出す内容です。こういったことを当村でも研究、検討していくお考えはありますか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 今、議員のおっしゃられました新たなシステムにつきましては、山形村でも当然研究をしていくところでございます。

ただ、県といいますか、松本振興局管内については、市町村単独で行うのか、または県で行うのか、もしくは広域連合で行うのかといったようなことで、まだ明確な統制が出ていないものですから、今のところはまだ実働的なものは行っていません。ただこれ、森林譲与税は交付になって、今年には村のほうに譲与になってくるものですから、これ以降、9月か12月かの議会において基金の設置条例も提出させていただき、予算措置もするといった内容で進めてまいりたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 山形は、先ほど来言っていますように、面積的に山が半分以上ということでありまして、山際での鳥獣被害が昨今当たり前になっております。これも以前に質問しましたが、センサー等で検知してそれを駆除するというのも1つではありますが、出てこないように山際から数十メートルの緩衝帯をつくると、これも非常に効果があるといわれています。こういったものを優先的に、まずどこかで試験的

にやってみるお考えはありますか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） ICTによる鳥獣被害の調査といたしますか、箱罾の管理につきましては、民間企業さんの協力をいただいて、本年度3基になるか4基になるかちょっとあれなのですが、設置をする予定で今お願いをしております。一応デモということでやっていただくので、経費負担等はなくやらせていただけるということでお話はいただいておりますが、今まだ全国規模の中の調整中なものですから、実際いつ山形に入れるかというのがまだ不明なところをお願いしたいと思います。

あと、緩衝帯の整備の関係につきましては、議員のご指摘のとおり、緩衝帯についてはやれば効果があるといった話をお伺いします。ただ、村内でももう従来緩衝帯整備をやっているのですけれども、どうしても日が入るようになるものですから、雑草、特に野ばらがすぐに繁茂してしまうといった状況もあるものですから、山主さんとの相談もありますし、技術的な林務課さん等のご意見も聞きながら、少し研究する余地はあるかなと思っています。緩衝帯をやらないという意味ではなく、研究の一例としたいと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） では、里山に関してはもう1つ質問で、確認をして終わりたいと思いますが、雨氷被害木、これを最優先して片づけていくということですが、片づけが終わるめどはいつごろでしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 今行っております環境林整備事業という事業になるのですけれども、そちらについては、一応立木の立っているもの全て伐採をして、特殊地ごしらえという地ならしをしてから、植林をし、その後、鳥獣被害の防止ということで植えた植栽のものの周りに防護をしていくというような作業になります。ですので、6年サイクルといったようなスパンで作業をやっていただくのですが、今行っております、横吹のところを見ていただきますと、今年分は終了して、木の搬出はもう終わりました。今朝ちょうど森林組合と話をする中で、機械ももうおりている状態ですので、もう間もなく、今林道をとめさせていただいているのですが、それも解除できるといった内容かと思っています。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） では、新規就農者の受け入れ態勢の整備についてお伺いしたい

のですが、退職後に就農する人数は把握し切れていないということですが、農業委員さん等を通じて、何とか把握し、遊休農地を少しでも減らす、そういった努力は今後されますか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 定年就農の皆さん、また、定年帰農で帰って戻られて農家をやる皆さんについては、どうしても情報集めが遅れてしまっている状況は否めない状況で、昨年までは農協の営農支援生活課へ行って聞き取りをしたり、出荷場を見て知らない方がいたら声をかけさせてもらったりといった中で把握はしてきたのですけれども、やはり農業委員会さん、それから推進委員会さん等々の情報も得ながら進めてまいりたいと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） では、次に移らせていただきます。風食情報が村のホームページに掲載されているわけですが、平成31年2月20日から令和元年5月5日まで、2,550回の閲覧があったということを調べていただきました。以前は風食が起きるたびに村に相当数の苦情の電話があったと聞いておりますが、この風食情報を出すようになってから、苦情はどのようなのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 以前は、集落の中に入ってしまうような大規模なものが発生しますと、やはりご相談といったお電話はいただいていたのは事実かと思えます。ただ、そんなに多くもなかったと思いますけれども、私がこの立場にならせていただいて3年目ですが、2件ほどいただいた経過はありますが、昨年の注意情報を出してからは、私が知っている限りは1件も受けていない状況です。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） あと1つ、風食を防ぐ壁として研究してみたソルゴー、植え方が1列だったり2列だったり、両側だったりというようなことらしいのですが、その効果の検証結果はまとまっていますでしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） これは非常に難しいところがありまして、小林議員さんの畑もお借りをしながら、村内4カ所で試験圃場を用意させていただいて試験をしていただきました。これが数値的にこういうふうに風食が抑えられたとか、土砂の流出をこれだけ抑えられたといった数値的なデータが今とれていないのが現状でありま

す。全くのニュアンスといった部分で、ソルゴーが立っている際には砂がたまっているものですから砂どめにはなっているのだという、目で見ただけのニュアンスはとれますけれども、これが科学的にどうのということはまだ進んでいない状況でございます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 単年度でなく、ほかの方法もぜひ研究、検討していただきたいと思えます。

では、地域社会のほうに移らせていただきますが、地域コミュニティ検討委員会に私も議員として派遣されております。その中で、どうしても意見、今年度に関しては何人か区長さんが変わられたので委員の構成も変わってはくと思いますが、1つのことに関して賛成、反対ほぼ拮抗、なかなか意見集約ができないという状況ではあると思えます。利害関係が一致したもの、あるいは区民の負担が減るものに関しては、先ほど村長答弁があったように防犯灯などの村の負担が決まりましたが、検討会はあくまでこれが検討するのが目的ではなく、意見を吸い上げるための手段でありまして、先ほども最初に質問したように、まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価シートの最後に「引き続き村でも検討、研究してほしい」とあります。似たような人口構成、面積構成の自治体、あるいはベットタウン化しているところがどういった形でそういうことを乗り越えてきたのかという先進事例も研究し、この検討会にお示しをいただきたいと思えますが、どうお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 新年度になってからまだ開催されておられませんので、この間、つい先日、正副の委員長さんと新年度の検討の内容、日程などについて打ち合わせをしたところであります。

今のところ出ておりましたのは、講師の先生であったり、先進地の方をお招きして話を聞くということで、2、3候補が出ておりましたので、そこに当たってみるということになっております。また、どこか先進地に行って研修に出かけることもあると思えますし、少しずつまた動いてまいる、そんなつもりでおります。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） ぜひ、行政としても、誘導してはいけませんが、リードするぐらいの気持ちで進めていただきたいと思えます。また、ご存じのとおり、入管難民法が改正されまして、外国人労働者も山形村に入ってきて、地域を構成する一員となる可能性があります。これに対して、いわゆる日本語学校等々のアシストをするという

ようなことを考えておられますか。と申しますのも、松本市の臨空工業団地の第3期分譲がもう8割以上販売を終えていると、現在建設中のところもあります。入管難民法の改正によって、現在でも村在住の外国人が160人おるということなので、今後ますます増えてきた場合に、そういった対応はこの地域づくりの一環として考えておられますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 議員ご指摘のとおり、外国人労働者の数は、倍ぐらいのスピードで増えているように感じております。今現在はその外国人の方も、受け入れたそれぞれの企業であったり、地域で面倒を見ているといたしますか、おさまっているというように感じております。

ご指摘のとおり、これからますますそういう傾向が強まってまいりますと、行政としましても行政の施策として何かをしなければいけないということも十分考えられることですので、そういったことに備えて準備だけはしておかなければいけない、そんなふうに感じております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 質問が長きにわたりますので、少し飛ばして、自立財源の確保、効率的な財政運営について少しお伺いします。

特に、重要インフラである上下水道は、このほど示された山形村上下水道事業アセットマネジメントによると、10年後には水道管の耐用年数40年を超えるものが管路延長94キロメートルのうち48キロメートル、約半分、51%が耐用年数を超えるとわれています。

人口減少が見込まれ、水道需要がだんだん減少していきます。すなわち、今のままでは事業収益が減っていくばかりで、対応が遅れると手当てができなくなる恐れがありますが、この自立財源の確保を含め、どういうふうにこの水道に対しては考えておられますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 人口減少が予測される中でありますので、今上水の問題、下水のこれからの運営については、1つの方法としては広域化であったり、共同の事務処理、作業処理といったことを検討しなければいけない時代だと思っております。

また、技術の提供であったり、そういったことに関しては、それぞれ関係機関といえますか、そういったところに相談をかけているところでありまして、そういったも

のが加速される見通しもございます。よその自治体との絡みがありますので、そういったところの動向も注視しながら対応を考えていきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 時間も迫ってまいりましたので、自立財源の確保の中にふるさと納税があります。昨年からの返礼品をつけたがために大幅な伸びをしたと、でも一般的なほかの自治体に比べるとまだまだ少ないと。その中で最近流行っているのは、体験型の返礼品。いわゆる泊まっただいて、農業収穫体験、あるいはほかの遊びがあれば遊びの体験をしていただくというのも1つのブームというのですか、消費者が求める傾向になっているということがありますので、ぜひこの辺も大きな取り組みの中で選択肢の1つに入れていただきたいと思っております。

今回質問したのは、村長のお約束事事項に関して、私たち議員の選挙公報においても非常にダブるところが多いと、これはぜひとも推進して、こういう住みよい山形村をアピールし、いろいろな課題はあるのでしようけれども、それを乗り越えて、以前に少し観光パンフレットにありましたか、キラリと光る山形村、この光がより一層強くなるように求めて、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員、以上で質問は終了でよろしいですか。

○8番（百瀬 章君） はい。

○議長（三澤一男君） 以上で、百瀬章議員の質問は終了しました。

ここで本会議を休憩とします。この時計で25分まで休憩。

（午後 3時15分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

（午後 3時25分）

◇ 竹野 入 恒 夫 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位7番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、質問事項1「松くい虫について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

（9番 竹野入恒夫君 登壇）

○9番（竹野入恒夫君） 議席番号9番、竹野入恒夫です。

今日最後の7番目ということで、村長を初め職員の方、議員の方も疲れていると思いますので、単刀直入に聞きますので、答弁も適格にお願いいたします。

年号も平成から令和に変わり、初めての月、5月でしたが、月末には異常気象による30度を超える日が続き大変でした。今年の夏の天気が心配になります。南米ペルー沖ではエルニーニョ現象が起きていますし、インド洋ではインド洋ダイポールモード現象が起きていまして、この駆け引きにより猛暑、竜巻などの異常気象が起きています。

今年の夏は災害が異常気象が起きないことを祈って、令和最初の一般質問をさせていただきます。

今回は2つの質問をさせていただきます。それでは、質問に入ります。

1. 松くい虫について。

1、山形村での松くい虫の発生状況は、平成何年からか。

2、令和元年までの発生状況は。毎年何本発生しているのかをお聞きいたします。

3、今までの駆除方法は。

4、今日、松枯れが発見され、松くい虫の発生（抗体）が確認されるまでの期間はどのくらいか、確認された松の処理までの期間はどのくらいでしょうか。

5、昨年発生が確認され、駆除された学校山の周辺に1本あるが、もう半年以上もそのままになっているが、被害が拡大していないのか。発生してからの松の処理の期間はどのくらいが適正と考えているのか。

6、今後被害が拡大しないために、発生を抑える手段は。

①拡大を抑えるために、薬剤での空中散布は考えていないか。

②消毒ポンプによる薬剤散布などはどうでしょうか。

7、山林だけでなく、個人の松くい虫の被害状況はどのようになっているのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 竹野入恒夫議員の質問にお答えをいたします。

「松くい虫について」のご質問であります。最初に、1番目の「山形村での松くい虫被害発生は、平成何年からか」というご質問であります。山形村で松くい虫の

被害が初めて確認されたのは、平成27年の夏であります。この年は、屋敷林と山林の松、合わせて9本の被害を確認しております。

2番目のご質問であります「令和元年までの被害状況は」という質問であります。平成27年に初めて発見されてから、平成30年度末までに23本の被害木を確認しています。今年に入り、職員の現場確認や住民の方からの情報提供により20本の松枯れを確認しており、そのうちの1本は松くい虫の被害と確認されました。ほかの木についても、現在鑑定依頼中であります。例年に比べると松枯れの発生が多いことから、今後も注視していく必要があると思います。

3番目のご質問の「今までの駆除方法は」との質問であります。私有林や庭木の被害木については、所有者に伐倒を依頼し、その費用に対して補助を行ってきたところであります。しかしながら、山林においては隣接する立木にも被害が拡大したり、同じ場所で繰り返し被害が発生する傾向があり、所有者の負担が大きいことから、今年度は長野県森林づくり推進支援金を活用し、被害拡大の抑制を図りながら、村が伐倒駆除を実施しております。

4番目のご質問の「今日、松枯れが発見され、松くい虫の発生が確認されるまでの期間はどれぐらいか。確認された松の処理までの期間は」という質問であります。松枯れが確認されますと、職員が検体を採取し、松本地域振興局林務課に持ち込みます。そこでセンチウの有無を簡易鑑定し、センチウの確認がされた場合には、林業センターへそのセンチウがマツノザイセンチウかどうかの鑑定を行います。鑑定に要する時間は、およそ1週間程度であります。被害木の処分の期間については、これまでは所有者に伐倒をお願いしてきたことから、それぞれの事情が異なるために一概には言えないのが実情であります。

5番目のご質問の「昨年発生が確認され、駆除された学校山の周辺に1本あるが、もう半年以上そのままになっているが、被害が拡大しないか。発生された松の処理の期間はどれぐらいが適正と考えるか」という質問であります。松くい虫の被害の原因となるマツノザイセンチウは、マツノマダラカミキリによって運ばれ感染を拡大することから、カミキリムシが羽化する6月から7月までに伐倒駆除を行うことで被害の拡大を防ぐことができるとされております。したがって、松枯れから半年経過したことは直接的に被害の拡大の要因にはなりません。カミキリムシの羽化の時期である6月から7月までという時期が重要だと考えております。

6番目のご質問の「今後、被害が拡大しないための、発生を抑える手段は」の「拡

大を抑えるための薬剤の空中散布は考えていないか」という質問であります。山形村の被害箇所を見ますと、被害発生地が民家に近く、空中散布による農薬の散布は難しいと考えられます。

次の「消毒ポンプによる薬剤散布では」ということではあります。前の質問と同様に、村内の被害発生地が民家の近くでありますので、地上散布といたしましても難しいかなと思います。

7番目のご質問の「山林だけでなく、個人の松くい虫の被害状況は」との質問であります。庭木などへの被害状況ということで答えいたしますと、平成27年に3本の被害が確認されています。また、本年度になって1本の松枯れが確認され、現在鑑定を依頼中であります。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 27年に発生が確認されてから経っているわけですが、全部で23本ですか、30年ぐらいで。それにしても、去年の学校林等で発生したものについて、なぜ処理したすぐ10メートルも離れていないところに出ているのに、それを処分しなかったのかということ。今現在でも20本確認されて、1本は松くい虫センチュウがいるということですが、この後の20本について、さっきの村長の話だと、1週間ぐらいで結果が出るというふうに、20本に対しても結果が出ないというのはどういうことになっているのか、その辺をお聞きします。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） まず、昨年の学校山付近の1本が残っているものについてですけれども、詳細しっかり報告を受けていなくて申しわけないのですが、昨年までは個人の方に松くい虫の発生が出た場合にはご依頼をして、個人の方の責任において切っていただくというところが残ってしまった理由かなと思っています。

今年についてはもう20本出てきてしまっているものですから、もう個人の方にお願いをしているという時間的な猶予は恐らくないものと踏んでいまして、今年からは森林づくり推進支援金を活用して、村で対応させていただく。今現在切れていないのはなぜかというのは、現場が1本1本切っていくというのがなかなか、委託先の話になってしまうのですけれども、ある程度まとまった本数の中で切っていただくという段取りを今しておりまして、昨年残ってしまった学校山付近の1本も含めて、今発注をかけているという最中でございます。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） さっき村長の話だと、人家が近いので空中散布はという話でしたが、効果的なのは散布の事例を見てもみますと、空中防除が非常に効くということなので、山形村も、今発生しているところではなくて、あれは抑えるために散布するのだから、いない部分だけでも今取っかからないと遅いと思うのですが、その辺どうでしょう。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 空中散布の効力については、私ども経験値がないものですから、大変申しわけありませんがお答えができないのですけれども、林務課なり、森林組合なり、専門の機関に相談をかけさせていただいて、予防の意味での散布ができるのか、効果があるのか、そういったところも含めてご相談をさせていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 早急にやっていただきたいと思うのですよね。成功例などを見ると、やった場所とやらない場所では全然発生状況が違ってきているので、そういう場所を区切って、これ以上発生させないのだということを考えていく必要があるということですので、ぜひお願いいたします。

それと処理方法なのですが、今どんな処理方法、燻蒸処理が主なのか。一番効果的なのは、焼いてしまうというのが一番効果的だそうですが、その次が燻蒸処理、それとあと、機械によるチップ化ということがあるのですが、山形はどの方法をとっていく予定なのか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 今業者のほうにお願いをする予定であるのは、燻蒸であります。現地置きの燻蒸処理でお願いしようと思っています。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） この燻蒸処理については、細かい枝等はどんなふうに処理するつもりでいますか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 全ての枝までというわけにはいかないと思うものですから、ある程度太さのあるものについては燻蒸の処理の中に入れると思うのですね。細いものについてはどんな処理をするのか、まだお聞きをしていないものですから、

後ほどお答えしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 細かい部分にもかなり幼虫が残っているという話を聞いていますので、ぜひその枝のほうも上手く燻蒸するなり、処理、燃やすなら燃やす段取りでやってもらいたいと思うのですよ。

それと、山形の観光道路みたいなどころから見える弁天周辺に2本あるのですが、あれはどうなっていますか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 観光道路から見える弁天の周辺ですかね。今年になって発生したのですか。

○9番（竹野入恒夫君） 1本は違うと思うけれども。

○産業振興課長（藤沢洋史君） ごめんなさい。現場で検体採取してあるものかどうかも含めて、まだ確認がとれていないものですから、担当に確認をさせてください。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） もし松くい虫のセンチウがいなくても、もう倒してもらいたいのだよね。というのは、村民、観光客が見ても、あれは松くい虫の被害ではないかと言われるので、ぜひそうしてもらいたいと思うし、最近山裾だけではなくて、かなり奥まで見えてきているのだよね。初め、松くい虫というのは標高700メートル以上は発生しないといわれたのが、今900メートルぐらいでも発生してきているのですが、山形では大体どんな標高のところに今行っていますか。1,000メートルぐらいまで行ってしまったのですか。どうでしょう。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 今松くい虫の確定になっているものについては、池の戸の一番奥のきのこ屋さんがあったどんづけの山、あそこが一番高いところが確定になっている松くい、もう1個検体を出してあるのが、唐沢の浄水場のすぐ近くですので、もう本当に900メートルをちょっと超えるぐらいのところに出ているのが、それが今検体の鑑定中です。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） さっき言ったように、伐倒するだけでは追いつかないというようなことも増えてきますので、何しろ目落としというのが一番いけないので、何回も巡回して見るということが大事ですが、有識者による勉強会、対策方法は山の所有

者の会議などは開かれていますか。

- 議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。
- 産業振興課長（藤沢洋史君） 山の資産の会議というのは、今のところ持ったことがありません。有識者については、林業委員さんが今年4月に改選になりまして、そこに今までは区から代表の1人ずつだったのですけれども、森林組合の筑南支所長さんも入っていただいて、技術的な指導はいただける体制は整えています。
- 議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。
- 9番（竹野入恒夫君） 何しろ早急に対策してもらわないと、筑北村とか池田町、明科、松本も城山周辺が非常に松くい虫の被害が多くなってきているので、早目早目に対策しておかないといつまでもこんな後手に回ってしまうと思うのだよね。ぜひ、深刻さというのをわかってもらって、青木村でさえも毎年4,000万円ぐらいの費用をかけて伐倒していると聞いていますので、山形もそれだけの被害を出さないようにしてもらいたいということと、あと、個人宅でも被害が出始めてきていると思うのですが、樹幹注入剤の申し込み状況はどんなふうになっているのか。
- 議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。
- 産業振興課長（藤沢洋史君） 最初の年、平成27年に、屋敷松に少し出たものから、その時分はあったのですけれども、ここ数年は申請がない状況であります。
- 議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。
- 9番（竹野入恒夫君） これは、費用は、1本の松に対してどのぐらいかかるのですか。
- 議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。
- 産業振興課長（藤沢洋史君） 現実の費用は私の手元に資料がなくて、補助の部分でいきますと、樹幹注入に関する経費については、かかった費用の2分の1以内の、上限5万円でやっていただいております。
- 議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。
- 9番（竹野入恒夫君） これは、どんなふうに村民に周知させていますか。
- 議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。
- 産業振興課長（藤沢洋史君） ご相談があれば補助金のご案内はもちろんさせていただきますけれども、改めてチラシ等での配布というものは行っていない状況です。
- 議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。
- 9番（竹野入恒夫君） 松くい虫のマツノマダラカミキリの関係のことですが、そこ

にセンチウがいるかということを検査するわけですが、今これ外へ出してやっていますよね。これ、診断テキストというのもあるのですが、そんな大した額ではないのですが、これを買って自分のところでやる。林業センターまで持っていったほうがいいとか、そういう手間がかかるのですが、そんなような考えはありますか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 今、議員のおっしゃったそのセットが初めてお聞きをしたものですから、どのようなものか把握できていなくてはいけないのですが、一応基本的には林務課のほうへ持ち込むとそこでセンチウの有無をしっかりとその場で見ていただいて、いけば林業センターに回していただいて、今度は林業センターの研究員でマツノザイセンチウかどうかの判断をしていただいているのが現状であります。それが素人目に簡単にわかるものであれば導入する価値もあるのかなと思いますけれども、その辺も研究をさせていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） ぜひ、空中散布も部分的に考えていただいて、山とも幸い、水源地がちょっと遠いので、表だけでもやってもらうというような方法を検討していただけないかということですが、村長、どんなふうに思いますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 山形村のこういった地形で、筑北でもほとんど全滅というか、そういう状態で、それとも比べますと山形は面積からいってもそんなに手がつけられないという面積ではないと思います。先ほど課長が答弁しておりますとおり、技術的な点からもいろいろアドバイスをいただいて、可能なものかどうかは研究していきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） その駆除したものについての処分というのは、ビニールで囲った後の、あれは何年と、崩していいとか、出してそこら辺に置いていいというのは、何年ぐらいと予定していますか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 今使わせていただいている被覆幕のビニールなのですが、あれが生分解性のものでもありますので、その部分が自然に戻るまではそのまま置いてくれという話で、今お願いをさせていただきます。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員、1番目の質問事項はよろしいですか。

○9番（竹野入恒夫君） はい。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。次に、質問事項2「県営畑地総合土地改良事業について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 2つ目の「県営畑地総合土地改良事業について」。

1、県営畑地総合改良事業が、大池東原地区で平成28年から令和3年までの整備が行われております。事業内容は、降雨時に未整備となっている道路からの排水が畑地へ流入し、この冠水による農作物の生育不良等、営農に支障を来している。また、道路も降雨後は車両の通行が困難になっている。生産基盤の改善を図るため、道路と排水施設の整備を行う。

以上の内容で道路（水兼道路）が整理されています。農家のことを考えた事業なのに、今年度整備された道路にもう土がたまっています。農家との話し合い等により、農機具による土の持ち出し禁止等、細かい規定ができないのでしょうか。

2、三間沢川から南に延びている村道東18号線の道路（水兼道路）事業は、完成してから何年になるのか。3メートルのガッターが粉々になっている場所がたくさんあるが、交換予定は。舗装の痛みが激しいが、舗装予定はありますでしょうか。

3、風食被害による土地の片づけはいつになるのでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

最初に、本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2つ目の質問事項であります「県営畑地総合土地改良事業について」のご質問にお答えいたします。

1番目のご質問の「農家のことを考えた事業なのに、今年度整備された道路にもう土がたまっています。農家との話し合い等により、農機具による土の持ち出し禁止等、細かな規定ができないものか」という質問であります。前年度水兼道路として舗装された道路の上に土がたまっている状況につきましては、圃場から雨により流出された土の量よりも、耕うん作業により土が出るケースのほうが多いと思われまます。こうした土が道路上へ出ますと、最終的には水兼道路を流れる雨水により下流へと運ばれ、排水施設や放流される三間沢川への堆積が加速されてしまうと思われまます。こういう状況でありますので、JAを初めとした関係機関と何らかのルールづくりができない

ものかどうか、相談してまいりたいと思います。

2番目のご質問の「村道東18号について」答弁をいたします。村道東18号線は、昭和59年の構造改善事業により砂利道として整備されました。その後、平成6年に県営一般農道整備事業で現在のアスファルト舗装になっております。道路整備から35年、アスファルトの舗装になってから25年が経過しております。ガッターにつきましては、経年劣化等による表面が粉々になっている箇所もありますが、交換が必要な箇所につきましては、状況を見ながら対応したいと考えております。また、舗装の予定につきましては、当面は痛み激しい箇所を部分補修をして対応したいと考えております。

3番目のご質問の「風食被害の土砂について」であります。風食による土砂の撤去につきましては、交通の妨げになる箇所を優先的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 舗装されてから25年経過ということですが、コンクリート製のガッターの場合は、この間の説明では30年もつと聞いているのだよね。ところがもう、30年どころかもう15年ぐらい前からガッターが破損しているところがあって交換したりしているのですが、非常にすごいところがあるし、また、ガッターが両側土で埋まってしまっているところはかなりあります。これは整備事業をされているのかかわらず農家の意識というのが薄いのだよね。もう本当に。昔はトラクターでロータリーをかけたりすると、後ろに竹ぼうきを持って飛んでいったよね、何かこれいい方法はないでしょうかね。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 恐らく農家の皆さんにしてみると、畑中でのドリフトというのが1つのルールなのかなと思いますけれども、中には有効利用の意味で出てしまう方もいらっしゃるかと思います。これが本当に人、畑ごとに竹ぼうきを持って歩いてくださいというわけにもなかなかいかないような気もしますので、やっぱりJAさんですとか生産組織の皆さんですとか、ご協力いただくところに私どもで足を運んでお願いするというのが一番いいのかなと思いますので、そんなことで啓蒙していきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） これは農業委員会等で問題にならないですかね、これだけの、ガッターがあれば何十メートルも埋まっているというような状態を見て。整備してもらって、また同じことが10年、20年で起きてしまったら、全くお金かけた意味がないので、そういうのは農業委員会では問題にしないわけですかね。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 農業委員会の中で農業委員の仕事というものがそういった施設管理までは謳っていないところもあるのですけれども、私担当させていただいて3年ですが、そういったことが話題になったことは今のところないです。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） これだけが整備されて生産性が上がるわけですので、お互いに自覚というのを持ってやってもらわないと、いつまで経っても農業立村だとは言っていない方がいい方向にはいかないと思うのだよね。

風食の関係ですが、風食の関係は、これ東原全部やるとしたらどのぐらいの費用がかかる予定でしょうか。

○議長（三澤一男君） 古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） 今のご質問ですが、詳しく試算をしているわけではないものですから申し上げられませんが、毎年村の予算としては100万から200万円程度の予算をかけて撤去を行っているわけですが、ごらんのとおりまだ残っているという状況でございます。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 年ごとに増えていくのだよね。撤去する部分が少なくて、堆積する部分のほうが多いのだよね。その辺のことを考えてもらって、何か県の予算とか国の予算でつくものがないか。それと舗装の予定はないということで、部分的しかやる方法がないということですが。ガッターと両方備えた形で補助金等が出るような方策はないですかね。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 風食の関係で出た砂を片づけ、それにあわせて破損されている構造物を直すような補助金といったものは、農政サイドでは思い当たらないですし、建設のほうにも調べはしますけれども、農政サイド、建設サイド両方から少し研究をさせてください。探してみた上で、あれば何か取っかかりたいと思いますけれども、今のところ思い当たらないものがないものですから、研究をさせてくだ

さい。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） ぜひ研究していただいて、早いうちに。至るところに風食の土の堆積がありますのでぜひ。場所によっては道がうんと狭くなっているところもかなりあります。

それと、風食の関係も含んでいると思うのですが、山形の県道の、役場の前の道の歩道との境のブロックの両側に非常に土が積もってしまって、そこに草が繁殖しているわけですが、これ以前はあがた会というのがあって、県を卒業したOBたちが土を取ったりしていたのですが、今それをやらなくなったもので、ずっと長い間、10年以上そのままになっているのですが。これは県でやってもらえるものか、それとも私たち議員とか職員が出てやらなければいけないものか、どんなものでしょうか。

○議長（三澤一男君） 古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君） 県道の部分、村道も一部含めてですけれども、今週、一昨日たまたまですね、例年うちの職員が出て、朝5時前から出て、草のところに除草剤をまくという作業を年に2回から3回は行ってはおります。なかなかそれでは追いつかない部分があるものですから、県道につきましては松本建設事務所へ要望していくということを行っておりますけれども、なかなか松本建設事務所でも実際には動けていないという状況であると思います。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 村の顔の位置なもので、一番のメインですので、ぜひもし県でできないのだったら職員とか議員とかでやるような体制をとっていただきたいと思うのですが、村長、その辺の考えどうでしょう。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 議員の今のご指摘であります、どこの町といいますか、どこへ行っても、車で行きますとそういった道路がいかにきれいになっているかというのが一番目につくところであります。ご指摘のとおり、村の顔に当たるところでありますので、何らかの方法できれいにしておかなければいけないと考えております。

また、今それぞれの担当課で申し上げましたけれども、本来県道でありますのでやっていただければと思うのですけれども、なかなかいかないのが実態とすれば、ではどうするかということになるわけでありますので、どういう方法があるか、何かうまい方法が、また地元の皆さんに協力していただける方策といいますか、そういったこ

とが可能かどうかというところも含めて研究させてもらいたいと思います。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員。

○9番（竹野入恒夫君） 風食、またそれ以外でも農機具による土の持ち出しというのが非常に多いわけですし、いろいろな方法を使って会議等をやっていないといけないと思うのだけれども、工事する前の説明会でもそのような話をして、なるべく協力してもらって、こういうことのないようにというお願いはできるのかどうか、その辺はどうでしょう。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 工事前には周辺の地権者全ての方にお集まりをいただいて、現場で説明をさせていただきます。もし欠席をされた方には個別にまた訪問をさせていただいてということで対応させていただいていますので、農家の皆さんにはそういったお願いはできるかと思っておりますので、つけ加えさせていただきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 竹野入恒夫議員、よろしいですか。

○9番（竹野入恒夫君） はい。

○議長（三澤一男君） 以上で竹野入恒夫議員の質問は終了しました。

◎散会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、本日の一般質問の日程はすべて終了しました。本日はこれにて閉議し、散会といたします。

（午後 4時2分）